

西予市立地適正化計画

(見直し版)

修正箇所のみ抜粋

西予市

令和2年3月

西予市立地適正化計画 目次

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的 1-1
2. 上位・関連計画等 1-2
3. 本計画の位置づけ [1-16](#)
4. 計画期間 [1-18](#)
5. 人口の見通し [1-18](#)

第2章 都市の現況と課題

1. 人口・世帯の動向と将来見通し 2-1
2. 土地利用や開発の動向 2-6
3. 都市機能及び都市交通の現況と将来見通し 2-13
- [4. 防災・安全安心の面からみた現況 2-19](#)
- [5. 都市構造の評価に関するハンドブックに基づく分析 2-21](#)
- [6. 市民の意向（アンケート・グループワーキング） 2-30](#)
- [7. 立地適正化計画に基づき解決を図るべき課題 2-31](#)

第3章 立地適正化計画の基本的な方針

1. 対象区域 3-1
2. 立地適正化の方針 3-2
3. 目指すべき都市の骨格構造 3-5

第4章 誘導区域について

1. [居住誘導区域・都市機能誘導区域](#)の位置づけ 4-1
- [2. 居住誘導区域の設定 4-2](#)
- [3. 都市機能誘導区域の設定 4-18](#)
- [4. 誘導施設の設定 4-26](#)
5. 建築物等の届出制度について [4-32](#)

第5章 計画の推進方策（誘導施策）

1. 持続可能で求心力のある拠点の形成に向けて（都市機能の誘導に関する施策） 5-1
2. ライフスタイルに応じた住み替えの促進と居住の誘導による市街地と集落の共存に向けて（居住の誘導に関する施策） 5-2
3. 都市機能を結ぶ公共交通ネットワークの構築と“あるけるコミュニティ”の形成に向けて 5-4
4. 施策の実行にあたって 5-4

第6章 目標値の設定、計画の進捗管理について

1. 目標値の設定 6-1
2. 計画の進捗管理 6-2

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

平成16年に旧5町の合併により誕生した西予市（以下「本市」という。）では、平成19年に策定した「西予市都市計画マスタープラン」に基づき、まちづくりや地域づくりを進めてきました。

本市では、全国的な傾向と同様に、少子高齢化・人口減少が進行しています。平成16年の合併以降、本市の人口は12年間で約7,000人が減少しています。今後もこの傾向は続く予測されており、本市の財政や地域の活力等にこれまで以上の影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした社会情勢に対応するため、本市の最上位計画である「第2次西予市総合計画」では、『変革、それこそ夢と希望を叶える唯一のすべである』をテーマに、様々な課題解決に向けて、常に危機感を持ってチャレンジを続けていく新しいまちづくりを展望しています。

一方、国においては、人口減少・少子高齢化でも持続可能なまちづくりを実現していくことを目指して、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、新たに市町村が都市計画マスタープランの一部として、都市再生基本方針に基づき、立地適正化計画を作成することが可能となりました。

この立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住や医療・福祉・商業などの都市機能や生活サービス施設を適切に誘導することによる集約型都市構造の実現や、公共交通に関する施策などを位置づけ、コンパクトなまちづくりと交通施策等との連携といった「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現するための計画となっています。こうした背景の下、「西予市都市計画マスタープラン」について、コンパクトで計画的な都市づくりなど、本市のこれからの都市づくりの指針となるよう計画の改訂を行うとともに、それに併せて「西予市立地適正化計画（以下「本計画」という）の作成を行うものです。

本計画は、「西予市都市計画マスタープラン」で示された将来のまちの構造などを踏まえて、住宅や都市機能・生活サービス施設の立地の適正化に関する基本的な方針について、また、居住及び都市機能の誘導に関する事項等について定めるものです。

さらに、平成30年7月に西日本を中心に全国各地を襲った豪雨（平成30年7月豪雨）では、本市においても、肱川の氾濫により野村地区の市街地が浸水するなど、甚大な被害が発生しています。災害に強いまちづくりを実現するためにも、都市構造の見直しは急務と言えます。本計画では、そのような観点からも、求められる都市構造や居住・都市機能の誘導について、そのあり方を定めるものです。

●立地適正化計画制度の概要

（立地適正化計画制度の背景）

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通によりこれらの生活サービス施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークといった「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現することが重要です。

このため、都市再生特別措置法が改正され、市民と事業者・団体、行政が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

（立地適正化計画で定める主な事項）

この計画では、以下の内容を定めます。

①立地適正化計画の区域

計画の対象区域（都市計画区域が対象）

②基本的な方針

住宅及び都市機能（医療・福祉施設、商業施設など）の立地の適正化に関する基本的な方針

③居住誘導区域

市街化区域（用途地域）内で、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、公共交通や都市機能が持続的に確保されるよう居住を誘導する区域

④都市機能誘導区域

居住誘導区域内で、医療・福祉・商業等の施設を都市拠点に誘導することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

⑤誘導施設

都市機能誘導区域内に誘導する医療・福祉・商業などの施設

⑥計画を推進する方策

⑦目標値

⑧施策達成状況に関する評価方法

なお、平成30年7月豪雨における肱川の氾濫により市街地が浸水被害を受けた野村地区では、今後、復興計画の策定や用途地域の見直しを行うこととしており、この結果を踏まえて都市機能誘導区域の見直し、居住誘導区域の検討を行う予定です。

2. 上位・関連計画等

コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちの実現にあたっては、都市計画やまちづくりといった分野だけでなく、医療・福祉、商業、公共交通など、様々な分野との連携が必要です。

そのため、本計画の策定にあたっては、「第2次西予市総合計画」や「西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「西予市都市計画マスタープラン」といった上位・関連計画との連携・整合を図ることとします。

具体的には、以下の上位・関連計画を踏まえた検討を行っています。なお、これらの計画に変更や見直し等があった場合には、その内容を踏まえ、必要に応じて本計画を見直していくこととします。

■西予市立地適正化計画に関連する主な上位・関連計画

資料名	策定機関	計画期間
第2次西予市総合計画	西予市	2016～2024 年
西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略	西予市	2016～2020 年
西予市都市計画マスタープラン	西予市	2018～2040 年
西予市地域公共交通網形成計画	西予市	2017～2021 年
第6次愛媛県長期計画 ・第2期アクションプログラム	愛媛県	2015～2019 年
西予都市計画区域マスタープラン	愛媛県	2017～2037 年
<u>西予市復興まちづくり計画</u>	<u>西予市</u>	<u>2019～2024 年</u>
西予市公共施設等総合管理計画	西予市	2016～2025 年
西予市ジオパークブランディング戦略	西予市	—
西予市地域防災計画	西予市	—
城川町田穂地区景観計画	西予市	—
卯之町地区都市再生整備計画	西予市	—

(7) 西予市復興まちづくり計画（2019～2024）

本市では、平成 30 年 7 月豪雨により甚大な被害を受けました。特に野村地区では被害が大きく、肱川（宇和川）水系における野村ダム放流によって河川氾濫が発生し、市街地が浸水しました。

平成 31 年 3 月に策定した「西予市復興まちづくり計画」では、平成 30 年 7 月豪雨からの復興に向けた基本方針や基本的な施策を位置付けています。

■復興に向けた基本的な考え方

本市の復興を進めていくうえで、以下の 3 項目を基本理念として位置付ける。

- ・ 寄り添い支え合う……………「寄り添い支え合い」ながら復興を推進
- ・ 一人の 100 歩より 100 人の一歩…「みんなが手を取り合って進んでいく」復興を目指す
- ・ 何ができるか考える……………それぞれの立場で「何ができるのか」を考える姿勢で推進

■復興の目標

『復興のパズル みんなでつくる 未来のカタチ』

■基本施策

- ①安全で安心なまちの再建
- ②日常の暮らしの再建
- ③産業・経済における生業（なりわい）の再建
- ④インフラ整備、まちなみの整備
- ⑤子育てや教育環境の再建

基本施策のうち、「インフラ整備、まちなみの整備」の中では、災害に強い道路整備など道路網の復旧・整備、水道・下水道をはじめとしたライフラインの復旧・整備、公共交通網の復旧・整備、都市計画マスタープランや立地適正化計画等まちづくり計画の見直し、野村地区における住宅移転跡地活用の検討や市街地整備事業の検討など地区の再整備等の施策が示されています。

復興まちづくりの推進に向けて、復興まちづくり計画と整合させ立地適正化計画を見直し、平成 30 年 7 月豪雨の浸水区域や災害リスク、復興関連事業等を踏まえて適切に野村地区の誘導区域や誘導施策を定めることが必要です。

3. 本計画の位置づけ

各関連計画等に記載される立地適正化計画に関連する箇所を、以下の表に整理します。

■上位・関連計画における立地適正化計画に関連する記載内容

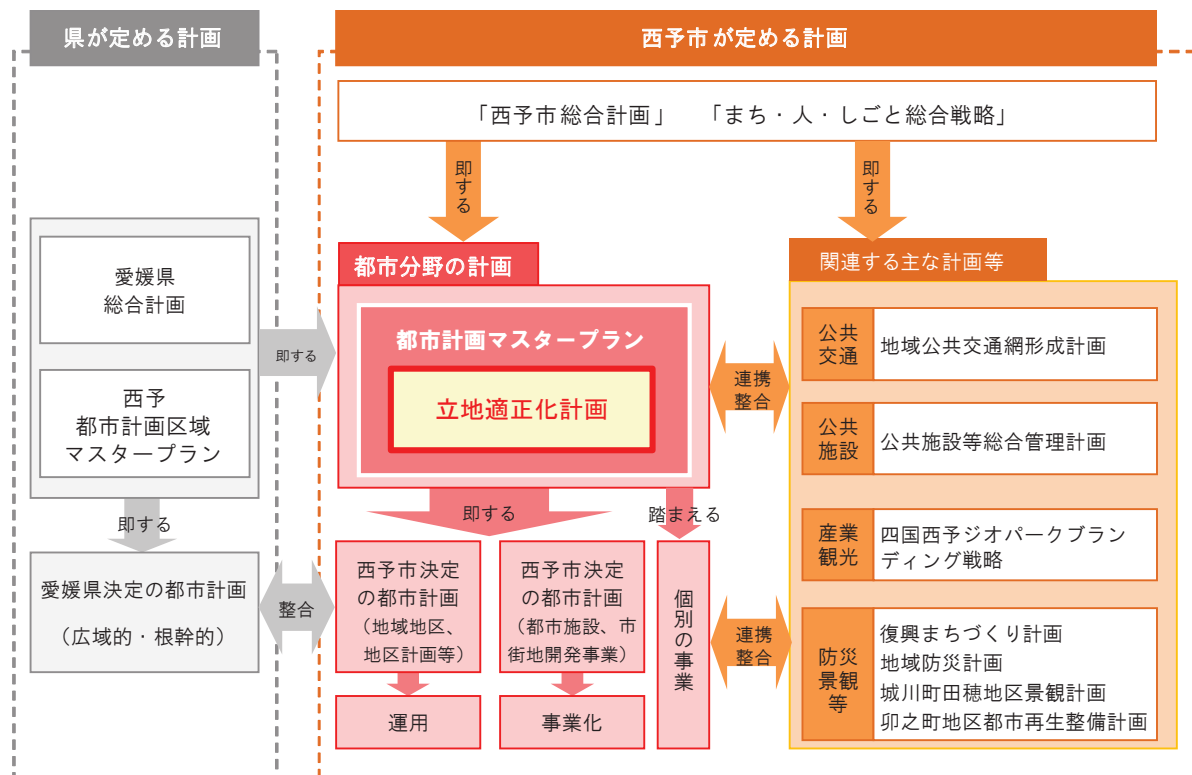
	計画名称	立地適正化計画に関連する記載内容の概要
1	第2次西予市総合計画	・人が多く集まるところを中心に、公共施設等を整備しなければ、市の財政を維持できない。 ・民間企業と連携し、人が集まるまちをデザインすることが重要。 ・インフラ投資は、適正規模に縮小しつつ、残されたインフラに集中的に投資していく。 ・地域経済の中心地とその周辺に人が集まり、コンパクトで利便性の高いまちをデザインするため、都市計画の見直し等を行う。 ・現在、市の中心地と言える地域は無く、人口流出の最大要因である「しごと」の課題を解決するため、産業集積地を設定し、さらにその周辺に人が住める拠点ネットワーク型のまちづくりを行い、まちのコンパクト化も同時に行う。 ・政策の集中と選択、効率化による財政の集約化が必要であり、集約したまちづくりを行う必要がある。 ・ある程度の人口規模の集落を形成し、利便性を維持しながら安心して暮らせるまちづくりを行う。 ・公共施設の統廃合、機能の集約を図り、利用しなくなった施設は地域づくりの拠点施設として様々な活動に利用できるようにする。
2	西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略	(総合計画と同様の内容のため、省略)
3	西予市都市計画マスタープラン	・将来まち構造として、①宇和中心拠点、②宇和新市街地拠点、③野村生活拠点、④三瓶生活拠点、⑤小さな拠点、⑥産業拠点の拠点を整備・充実する。
4	西予市地域公共交通網形成計画	・卯之町駅及び市役所本庁舎周辺を“中心拠点”、野村支所周辺及び三瓶支所周辺を“地域拠点”、明浜支所周辺及び城川支所周辺を“生活拠点”と位置づける。 ・地域公共交通網は、市外の拠点と市内各拠点を結ぶとともに、市内においては、拠点間を結ぶ役割を果たす。
5	第6次愛媛県長期計画・第2期アクションプログラム	・公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指す。
6	西予都市計画区域マスタープラン	・地方拠点都市の一翼を担うまちとして、豊かな自然と景観に囲まれた暮らしや歴史・文化を活かし、インターチェンジの利便性と位置的条件からふるさとで豊かに暮らせる場を提供し、拠点ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを目指す。
7	<u>西予市復興まちづくり計画</u>	・都市計画マスタープランや立地適正化計画等まちづくり計画を見直す ・野村地区における住宅移転跡地活用の検討や市街地整備事業の検討など地区の再整備を推進する。
8	西予市公共施設等総合管理計画	・人口減少や市民ニーズに合わせた公共施設の適正化、施設の統廃合や複合化を目指す。 ・選択と集中の観点を取り入れた施設管理、インフラ管理を行う。

	計画名称	立地適正化計画に関連する記載内容の概要
9	西予市ジオパークブランディング戦略	(直接関連する記載はないが、連携して進める)
10	西予市地域防災計画	(直接関連する記載はないが、連携して進める)
11	城川町田穂地区景観計画	(直接関連する記載はないが、連携して進める)
12	卯之町地区都市再生整備計画	・ J R 卯之町駅、卯之町商店街、重要伝統的建造物群保存地区の3エリアを「はちのじ」を描くよう回遊性を高め、拠点としての機能を強化する。

総合計画をはじめとした主な関連計画では、まちのコンパクト化や公共施設の集約、拠点の形成とネットワーク化等の方向性が示されており、これを実現するためには、立地適正化計画が必要です。

立地適正化計画は、総合計画・総合戦略に位置づけられる「まちデザイン」、「コンパクトシティ」の施策の方針に即するとともに、本市の拠点整備の方向性等を示す都市計画マスタープランの高度化版として、都市計画マスタープランの見直しと連動しながら、まちのコンパクト化・拠点のネットワークの形成等に向けた施策を位置づけるものです。また、復興まちづくり計画など、その他関連計画と連携・整合を図る必要があります。

以上を踏まえ、本計画の位置づけを以下に示します。

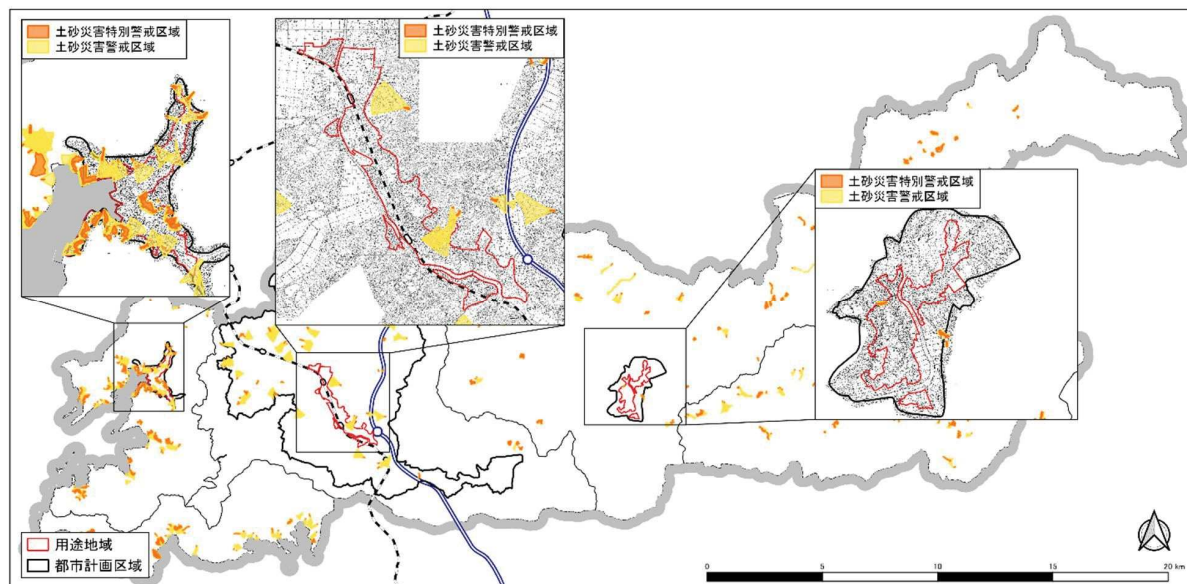


■本計画の位置づけ

4. 防災・安全安心の面からみた現況

(1) 土砂災害のリスク

市全域にわたって、土砂災害（特別）警戒区域・土砂災害危険箇所が指定されています。宇和地区の用途地域内では警戒区域が指定され、野村地区の用途地域内では特別警戒区域が僅かに指定されています。三瓶地区は山々に囲まれた地形のため、用途地域内において、市街地を囲むように警戒区域・特別警戒区域が指定されています。

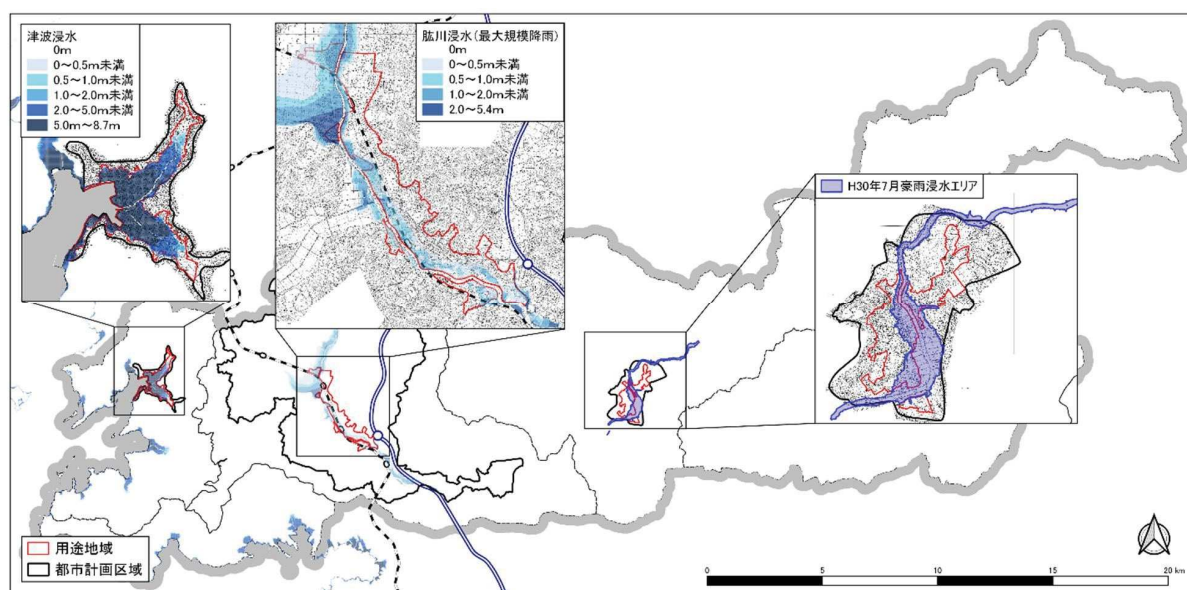


■土砂災害（特別）警戒区域の指定状況

(2) 洪水・津波のリスク

宇和地区の肱川流域では肱川の洪水浸水が想定されています。三瓶地区では、津波による浸水が想定されており、最大で5m以上の浸水が懸念されます。

野村地区は、平成30年7月豪雨で浸水による被害が発生しています。これを踏まえて、愛媛県により、計画規模・想定最大規模の洪水浸水想定が公表されています。



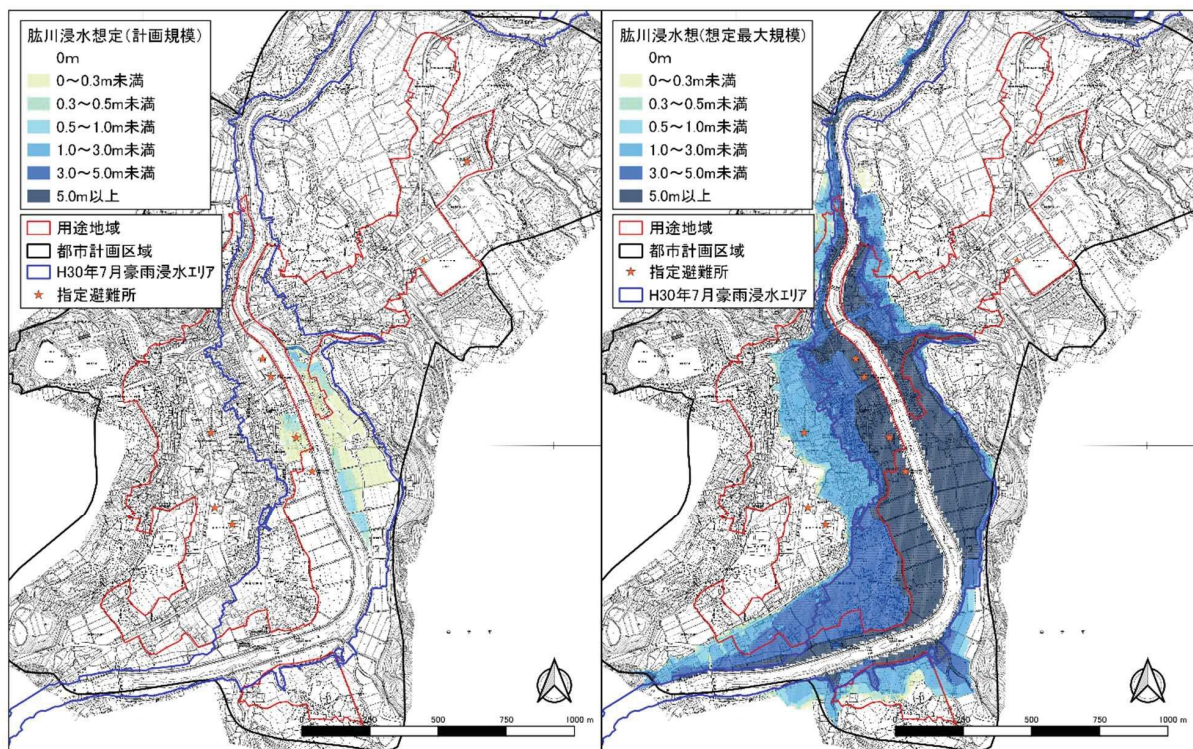
■洪水・津波の想定浸水深

野村地区における想定浸水深は、計画規模^{注1}では、肱川左岸の市街地のごく一部で0.5m未満から1.0m未満、肱川右岸の市街地及び農地の一部で0.5m未満から1.0m未満の浸水が想定されています。

想定最大規模^{注2}では、野村地区の市街地の大部分が3.0m以上浸水し、肱川沿いでは5.0m以上の浸水が想定されています。

注1：年超過確立1/100：いわゆる数十年から百数十年に1度程度の頻度で発生する降雨に伴う洪水により肱川が氾濫した場合の浸水

注2：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により肱川が氾濫した場合の浸水



■野村地区 肱川浸水想定（左：計画規模 右：想定最大規模）

資料：愛媛県

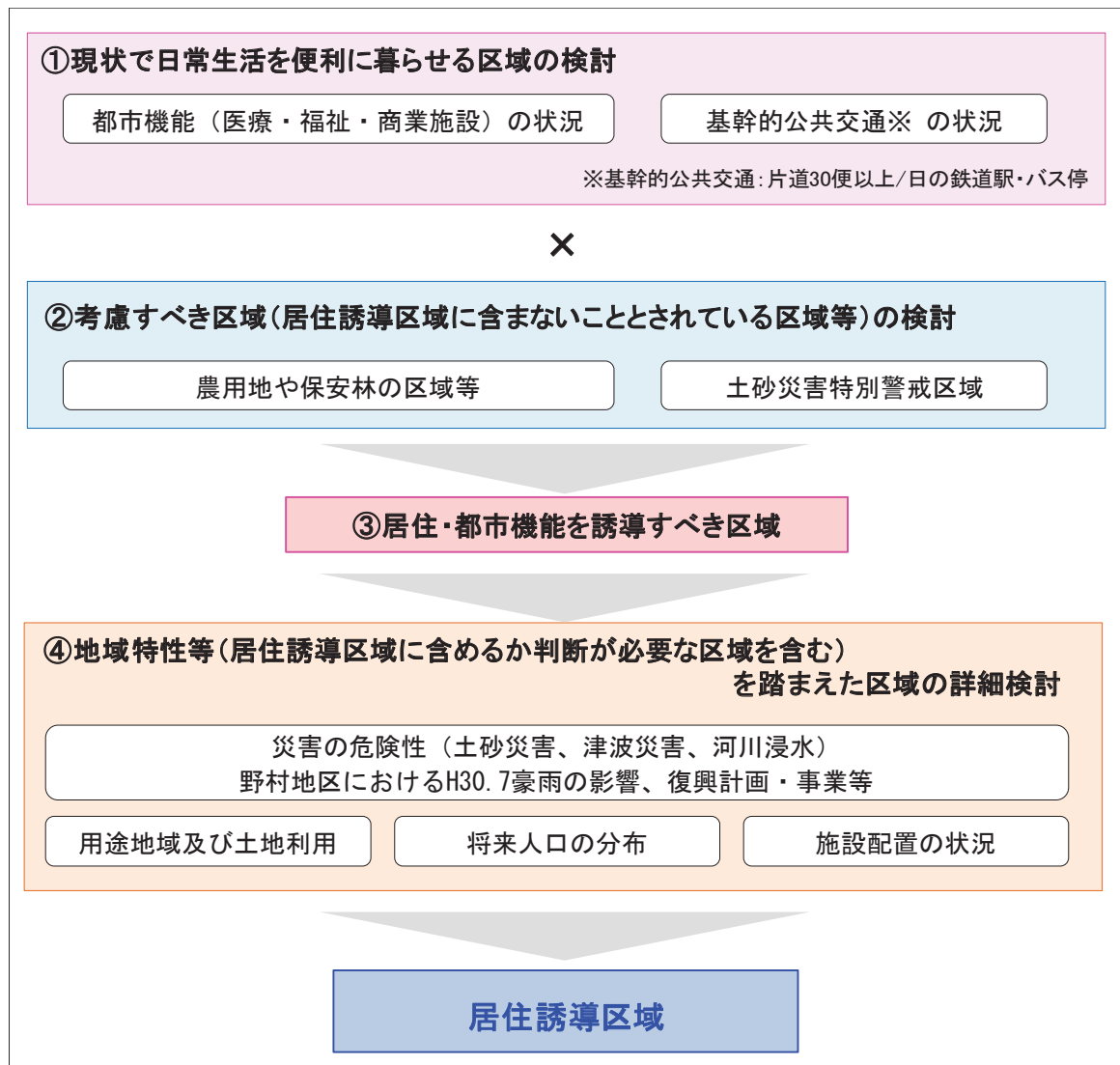
分 類	現況と課題
3 公共交通・ 市民の移動行動	- 公共交通の徒歩圏人口カバー率は 97.6%と高いが、基幹的公共交通のカバー率は低い。 - 公共交通を利用する市民は 1 割程度で極めて少ない。 - 同規模他都市（人口 10 万人都市）と比較し、公共交通の機関分担率は低く、市民一人あたり自動車走行台キロは高い。自動車に依存した交通体系となっている。 - 人口 30 万人都市との比較であるが、公共交通の利用圏（公共交通沿線地域）人口密度が低く、将来的な交通施設の撤退等が懸念。 - 卯之町の拠点性が弱い。市全体で一体感が無い。
4 高齢者の福祉・ 健康	- 同規模他都市と比較すると、医療機関と公園は一定充実している。 - 自動車に依存した交通体系の中で、徒歩・自転車の機関分担率は低く、「歩いて暮らせるまちづくり」にはなっていない。 - 人口 30 万人都市との比較であるが、高齢者福祉施設と保育所の徒歩圏人口カバー率は高くない。
5 災害時の安全性	- 市域には土砂災害（特別）警戒区域・土砂災害危険区域が指定。宇和地区の肱川流域では肱川浸水想定区域が指定。 - 三瓶・明浜地区の海岸部では津波浸水想定が懸念される。都市計画区域（用途地域）とも重複。 <u>・野村地区では平成 30 年 7 月豪雨により肱川が氾濫し甚大な被害が発生。計画規模で市街地の一部で浸水が想定される。想定最大規模では市街地の大部分で 3.0m 以上の浸水が想定される。</u> - 空き家率が高く、災害時の倒壊・延焼等が懸念。 - 同規模他都市と比較し、指定緊急避難場所及び指定避難所までの平均距離が遠い。
6 財政の健全性	- 地域経済は、人口 30 万人都市との比較であるが、都市全域の小売商業床面積あたり売上高が低く、商業施設が充実していない。 - 地価は、いわゆる「まちなか」での低下が顕著。 - 同規模他都市と比較しても財政力指数が低く、財政基盤がぜい弱。 - 今後、公共施設の更新費用の増大が懸念。合併に伴い市域に点在することになった施設を更新し続けることは困難。

(3) 区域設定の検討

居住誘導区域の設定に当たっては、都市計画運用指針の考え方にに基づき、「①現状で日常生活を便利に暮らせる区域」を対象に、「②考慮すべき区域（居住誘導区域に含まないこととされる区域等）」を踏まえて、「③居住・都市機能を誘導すべき区域」を抽出します。

「③居住・都市機能を誘導すべき区域」を対象に、「④地域特性等を踏まえた区域の詳細検討」を踏まえた上で、居住誘導区域を設定しています。

なお、平成 30 年 7 月豪雨における肱川の氾濫により市街地が浸水被害を受けた野村地区では、県・市で災害リスクの検証や復興計画の策定を行っており、この結果を踏まえて居住誘導区域を詳細に検討しています。



【参考】

都市計画運用指針（第8版）より整理した前提条件

【居住誘導区域の基本的な考え方】

- ・人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
- ・居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである

①現状で日常生活を
便利に暮らせる区域

【居住誘導区域を定めることが考えられる区域】

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

【居住誘導区域に含まないこととされている区域】

都市計画運用指針に示される区域	本市の考え方
都市計画法に基づく市街化調整区域	本市に該当区域無し
建築基準法に基づく災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	愛媛県では急傾斜地崩壊危険区域を指定 居住誘導区域から除外
農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域	居住誘導区域から除外
自然公園法に規定する特別地域	本市に該当区域無し
森林法に基づく保安林の区域	居住誘導区域から除外
自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域又は特別地区	本市に該当区域無し
森林法の保安林予定森林の区域	本市に該当区域無し
森林法の保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区	本市に該当区域無し

【居住誘導区域に含まないこととすべき区域】

都市計画運用指針に示される区域	本市の考え方
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域から除外
津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域	本市に該当区域無し
建築基準法に基づく災害危険区域（条例により建築物の建築が禁止されている区域を除く）	本市に該当区域無し
地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域	本市に該当区域無し
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域	居住誘導区域から除外

②考慮すべき区域（居住誘導区域に含まないこととされる区域等の検討）

（ここまでの条件で、③居住・都市機能を誘導すべき区域を抽出）

【居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は含まないこととすべき区域】

都市計画運用指針に示される区域	本市の考え方
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域	警戒避難体制等の整備状況を踏まえて検討
津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域	本市に該当区域無し
水防法に基づく浸水想定区域	警戒避難体制等の整備状況を踏まえて検討
特定都市河川浸水被害対策法に基づく都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域	本市に該当区域無し

【慎重に判断を行うことが望ましい区域】

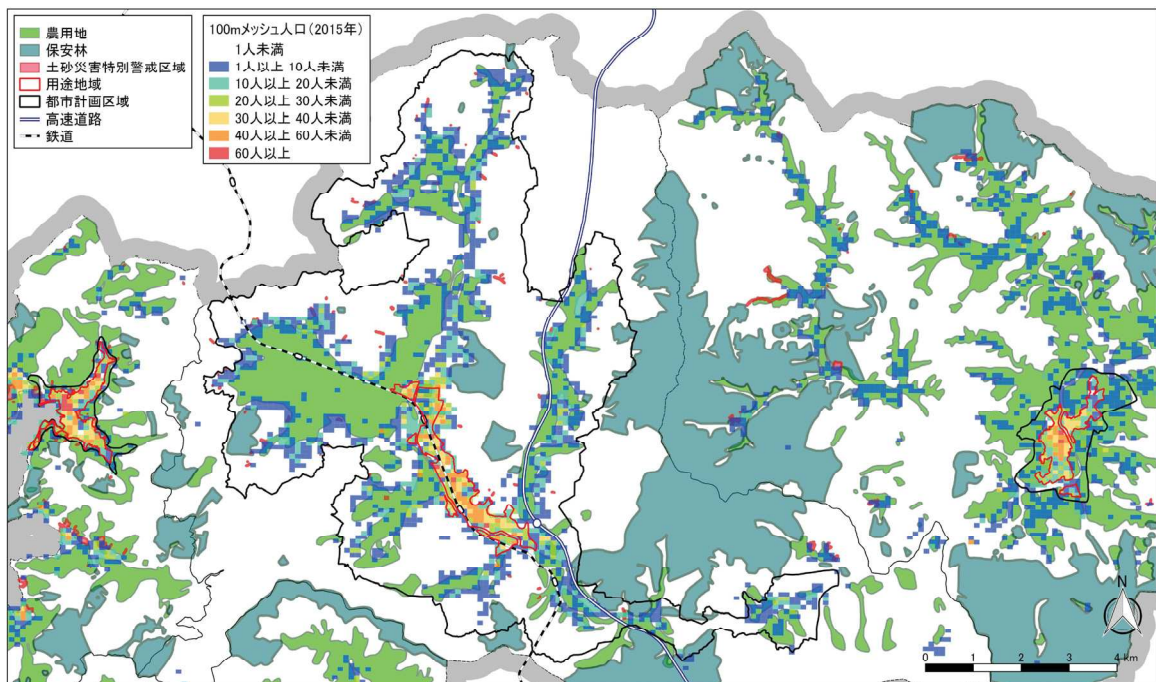
都市計画運用指針に示される区域	本市の考え方
工業専用地域、流通業務地区、法令により住宅の建築が制限されている区域	本市に該当区域無し
特別用途地区、地区計画などのうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	本市に該当区域無し
津波災害特別警戒区域、法令により居住の制限を課していないものの災害の発生の恐れがある区域	警戒避難体制等の整備状況を踏まえて検討 ※野村地区では肱川の浸水被害を踏まえて詳細に検討
過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	本市に該当区域無し
工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	本市に該当区域無し

【留意すべき事項】

- ・今後人口減少が見込まれる都市においては、現在の市街化区域全域をそのまま居住誘導区域として設定すべきでない。また、原則として新たな開発予定地を居住誘導区域として設定すべきではない
- ・市町村の主要な中心部のみをその区域とするのではなく、地域の歴史や合併の経緯等にも十分留意して定めることが望ましい。
- ・なお、市街地の周辺の農地のうち、生産緑地地区など将来にわたり保全することが適当な農地については、居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興施策等との連携等により、その保全を図ることが望ましい。

②考慮すべき区域（居住誘導区域に含まないこととされている区域等）の検討

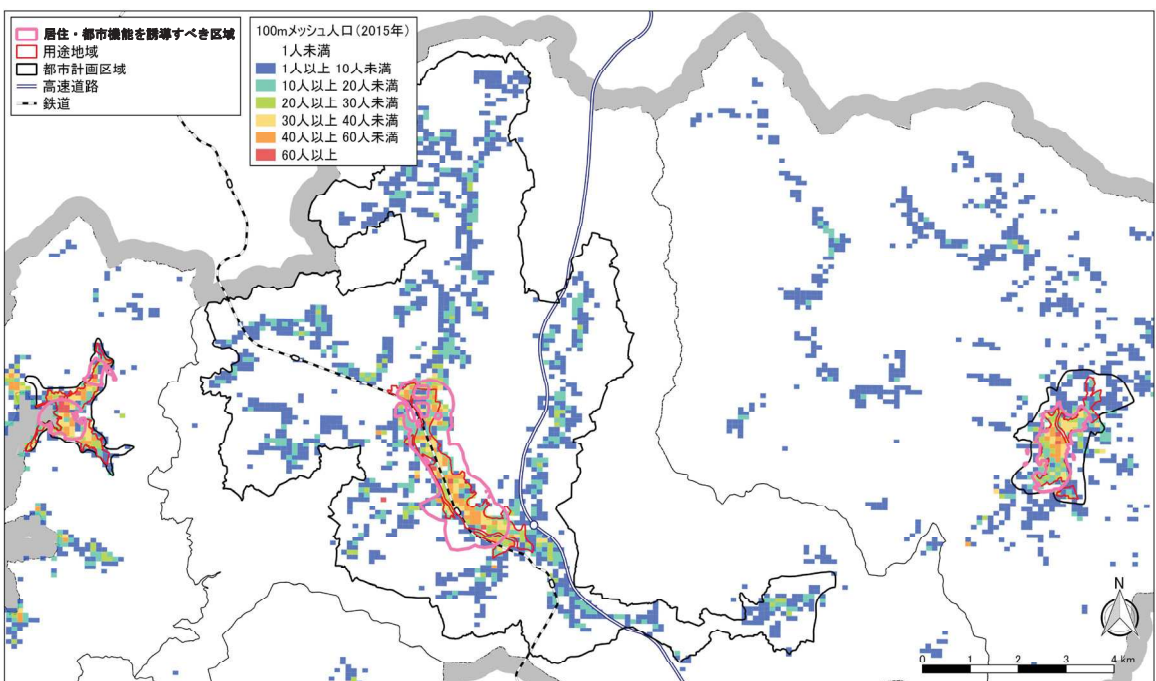
都市計画運用指針を参考に、農用地区域や土砂災害特別警戒区域等、都市機能や居住の誘導を避けるべき区域を考慮し、設定します。



■考慮すべき区域

③居住・都市機能を誘導すべき区域の抽出

「①現状で日常生活が便利に暮らせる区域」から「②考慮すべき区域」を除き、「③居住・都市機能を誘導すべき区域」を抽出します。



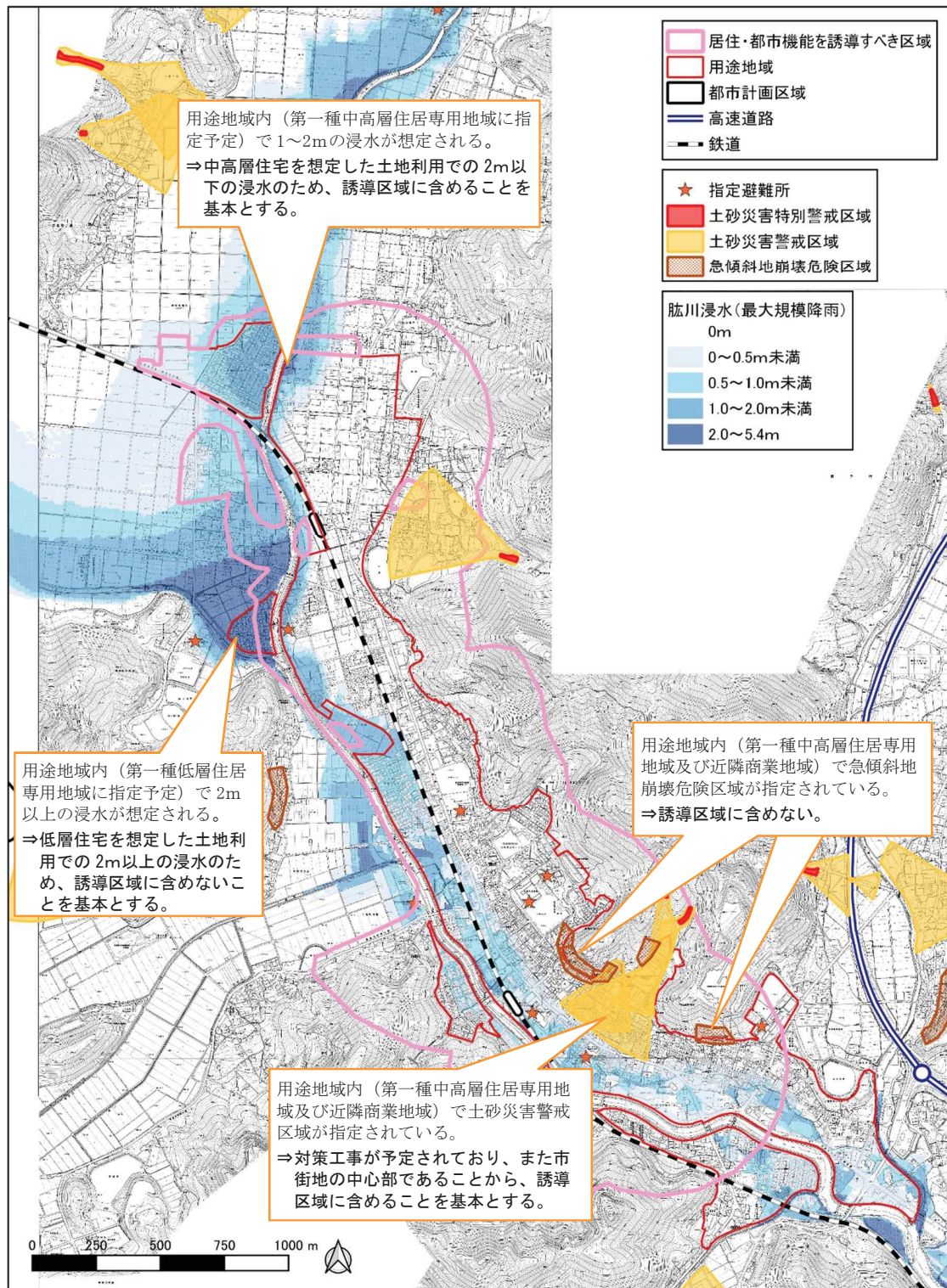
■居住・都市機能を誘導すべき区域

④地域特性等を踏まえた区域の詳細検討

「③居住・都市機能」を誘導すべき区域」について、災害危険性や用途地域・土地利用、将来人口密度などを分析し、区域を検討します。

i) 宇和地区

(7) 災害危険箇所との関係



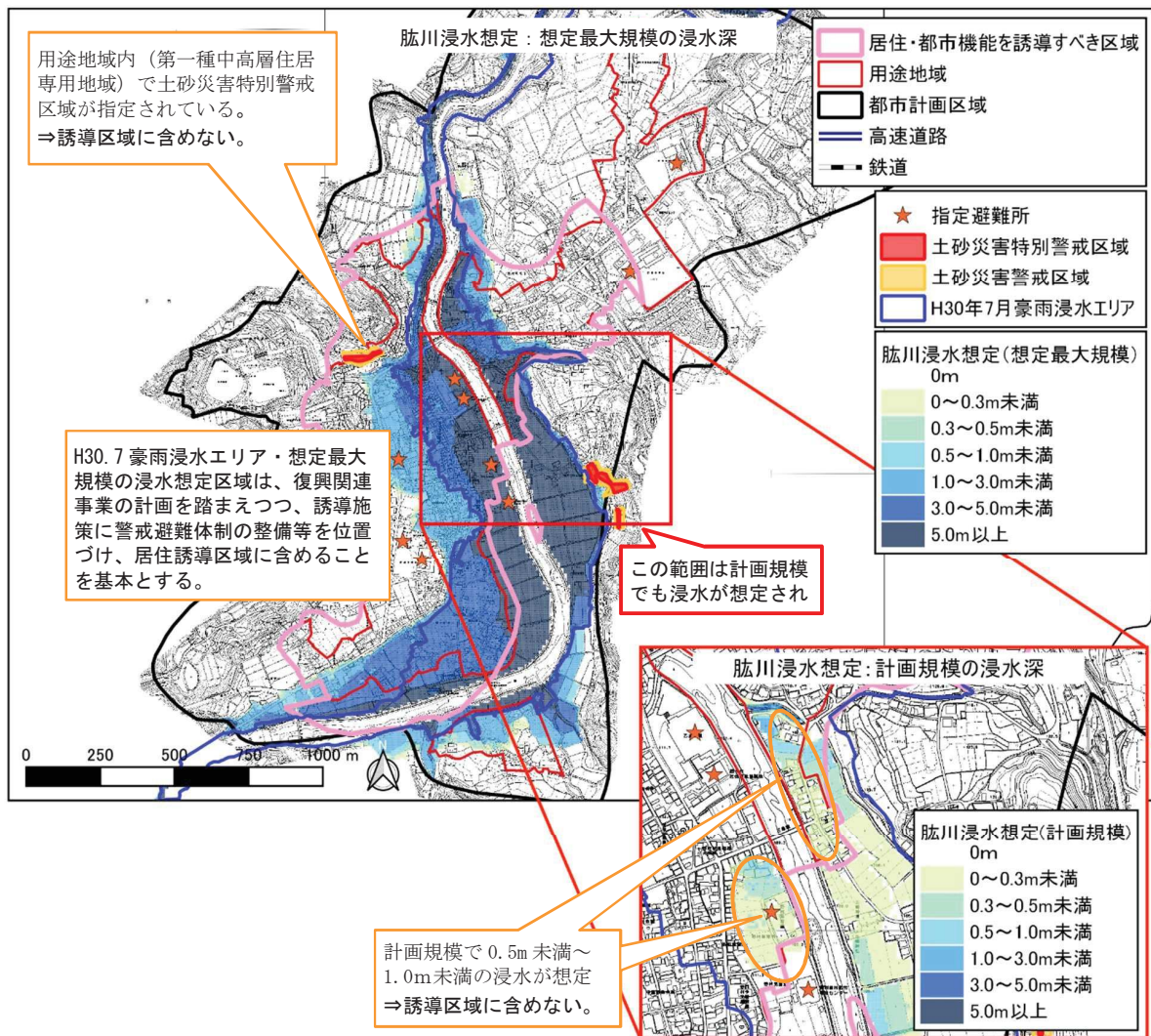
■災害危険箇所との関係(宇和地区)

ii) 野村地区

野村地区では、平成 30 年 7 月豪雨で甚大な被害を受け、洪水に伴う浸水の危険性があることから、詳細な検討を行います。

(7) 災害危険箇所との関係

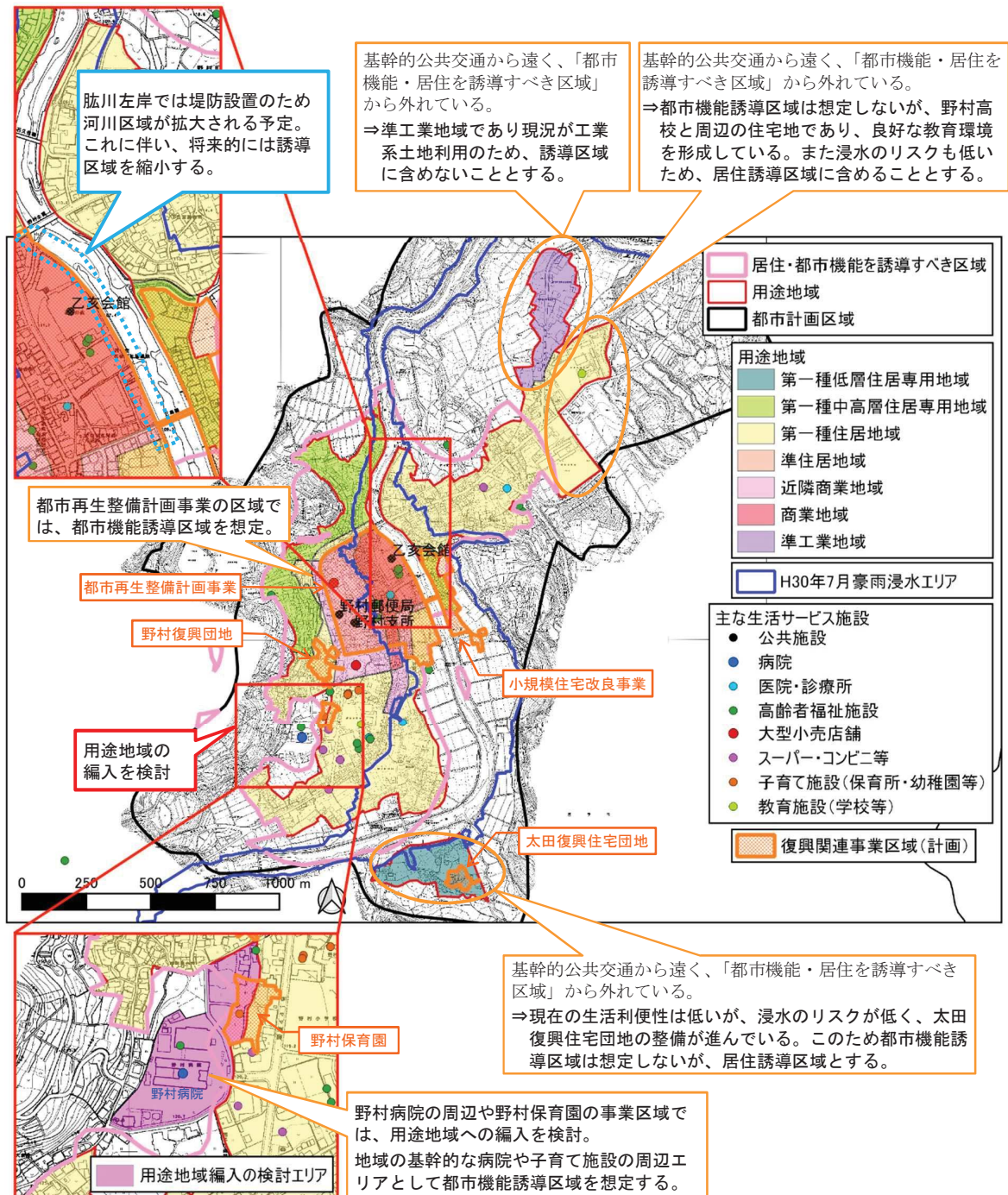
- ・居住誘導区域に含まないこととすべきである土砂災害特別警戒区域は除きます。
- ・計画規模での浸水想定区域は、法令により居住の制限を課されている区域ではありませんが、洪水の危険性が高いと判断し居住誘導区域から除きます。
- ・平成 30 年 7 月豪雨浸水エリアや想定最大規模での浸水想定区域は、洪水が懸念されるものの既成市街地の大部分にわたることから、このエリアを居住誘導区域から除外することは現実的ではありません。そこで、復興関連事業の計画を踏まえるとともに、本計画の誘導施策に警戒避難体制の整備等を位置づけ、居住誘導区域に含めることを基本とします。



■災害危険箇所との関係(野村地区)

(イ) 土地利用や将来のまちづくりとの関係

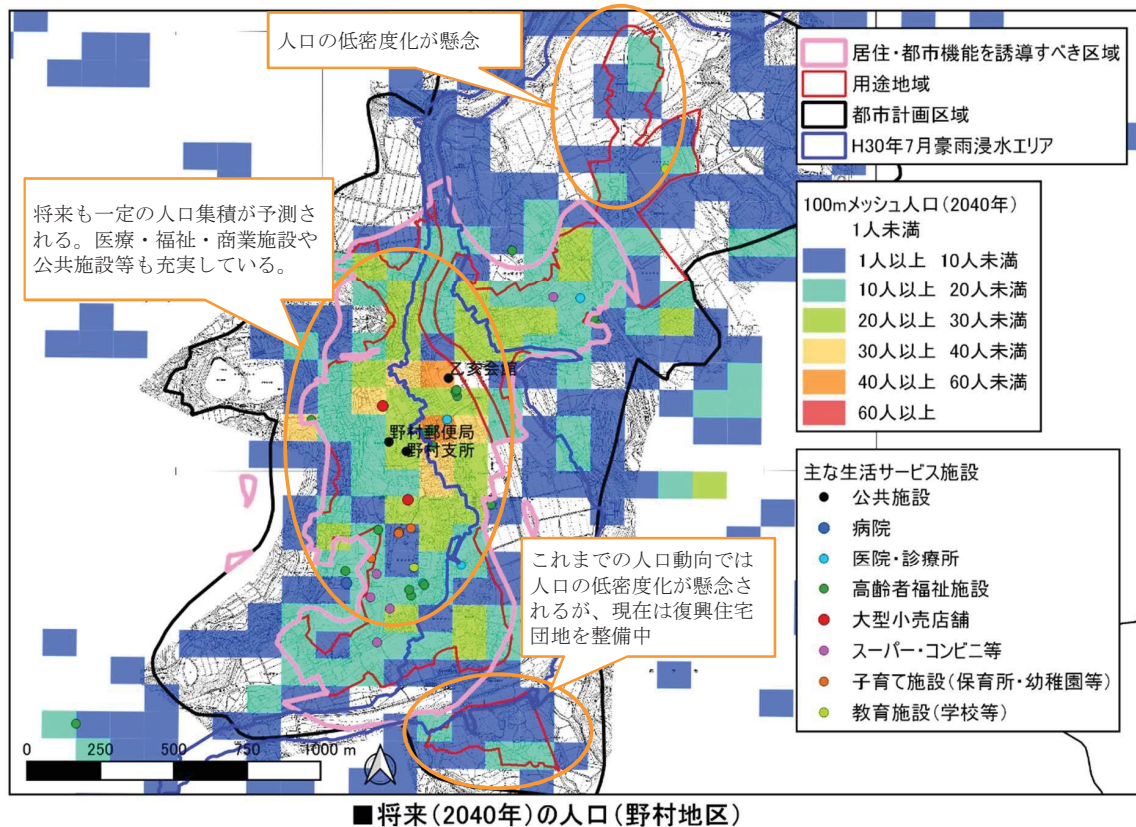
・ 立地適正化計画の主旨を踏まえ、生活利便性の高い区域を基本としますが、災害の危険性が低く復興事業を予定している区域等については居住誘導区域に含めることとします。

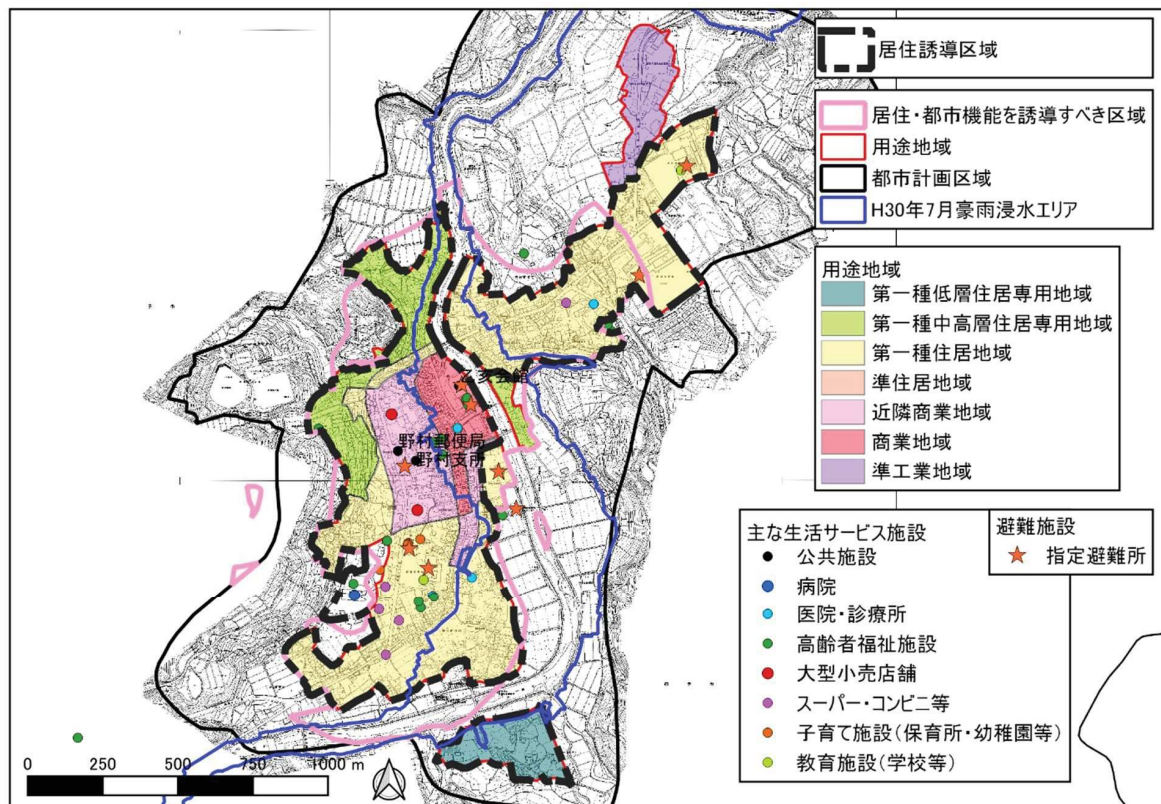


■土地利用や将来のまちづくりとの関係（野村地区）

(ウ) 将来人口（2040年）との関係

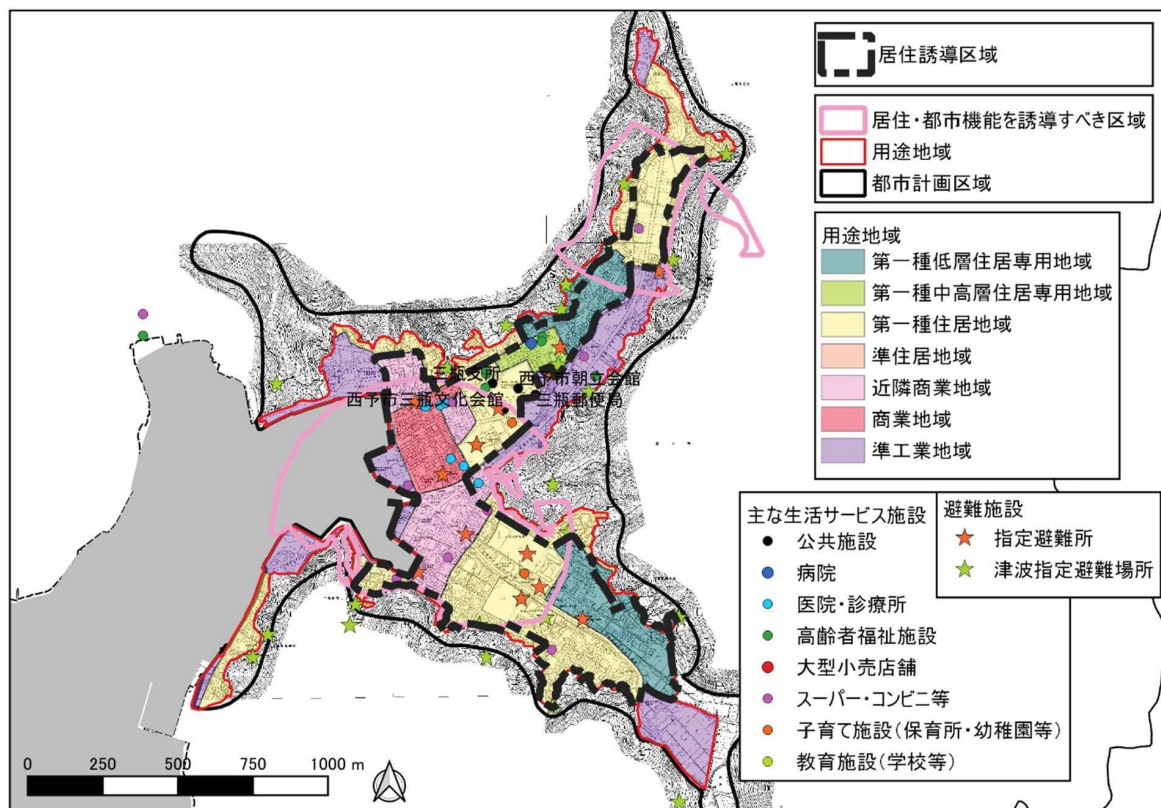
- ・立地適正化計画の主旨を踏まえ、本計画の計画期間最終年度である2040年度に一定の人口を維持できる見込みのある区域を基本とします。
- ・なお、この将来人口はこれまでの人口動向を基に推計したものであるため、復興事業等により新たに住宅整備等を進めている区域等については居住誘導区域に含めることとします。





■居住誘導区域(野村地区)

注：肱川右岸では堤防設置のため河川区域が拡大される予定であり、これに伴い将来的には誘導区域を縮小する



■居住誘導区域(三瓶地区)

3. 都市機能誘導区域の設定

(1) 都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業施設などの都市機能を都市拠点及びその周辺に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるべきであるとされています。

本市においては、宇和中心拠点及び野村・三瓶生活拠点においても人口減少が予測されており、今後、都市機能の維持・強化と拠点周辺における居住の誘導を合わせて進めていく必要があります。そのため、便利な暮らしを確保するために必要となる都市機能を維持又は新たに誘導し、居住の誘導につなげていきます。

また、少子高齢化が進む中、市民生活に必要なサービスとして医療・福祉等の都市機能の確保を図るとともに、子育て世代が暮らしやすい住環境づくりを進める等、多様な世代が便利に、それぞれのライフスタイルを実現できる都市づくりが必要です。

このことから、主要な鉄道駅やバス停周辺等の利便性が高い都市拠点の周辺に都市機能誘導区域を設定します。

(2) 区域設定の考え方

都市機能誘導区域は、様々な機能を有する中心拠点や生活拠点、新市街地拠点を基本に設定します。

■ 都市機能誘導区域の設定方針

位置づけ		区域設定の考え方（災害リスクの高い区域等は除く）
都市機能誘導区域（都市拠点の周辺）	中心拠点の周辺	①卯之町駅周辺から徒歩圏（概ね半径 800m以内）で設定 卯之町駅を中心に徒歩圏内を都市機能誘導区域に設定し、本市の中心市街地として都市機能を高め、歴史・文化・教育の気風が漂う広域的な交流拠点を目指します。
	生活拠点の周辺	②野村支所周辺から徒歩圏（概ね半径 800m）で設定 野村支所を中心として徒歩圏内を都市機能誘導区域に指定し、地域の拠点として、様々な都市機能が集積する利便性の高いまちを目指します。
		③三瓶支所周辺から徒歩圏（概ね半径 800m）で設定 三瓶支所を中心として徒歩圏内を都市機能誘導区域に指定し、地域の拠点として、様々な都市機能が集積する利便性の高いまちを目指します。
	新市街地拠点の周辺	④市立西予市民病院から徒歩圏（概ね半径 800m）で設定 市立西予市民病院を中心として徒歩圏内を都市機能誘導区域に指定し、生活利便性の高いまちを目指します。

(3) 区域設定の検討

都市機能誘導区域の設定に当たっては、居住誘導区域の設定と同様、都市計画運用指針の考え方に基づいて検討を行っています。

居住誘導区域の設定における検討において抽出した「居住・都市機能を誘導すべき区域」を基本に、居住誘導区域の中で、拠点からの徒歩圏内で設定します。また都市機能誘導区域は、商業をはじめとした都市機能を誘導する区域であるため、商業系の用途地域や都市再生整備計画事業の事業区域等を基本に設定します。

【参考】

都市計画運用指針（第8版）より整理した前提条件

【都市機能誘導区域の基本的な考え方】

- ・医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設を如何に誘導するかが重要となる。
- ・このような観点から新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものであり、都市計画法に基づく市町村マスタープランや土地利用規制等とは異なる全く新しい仕組みである。
- ・都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。

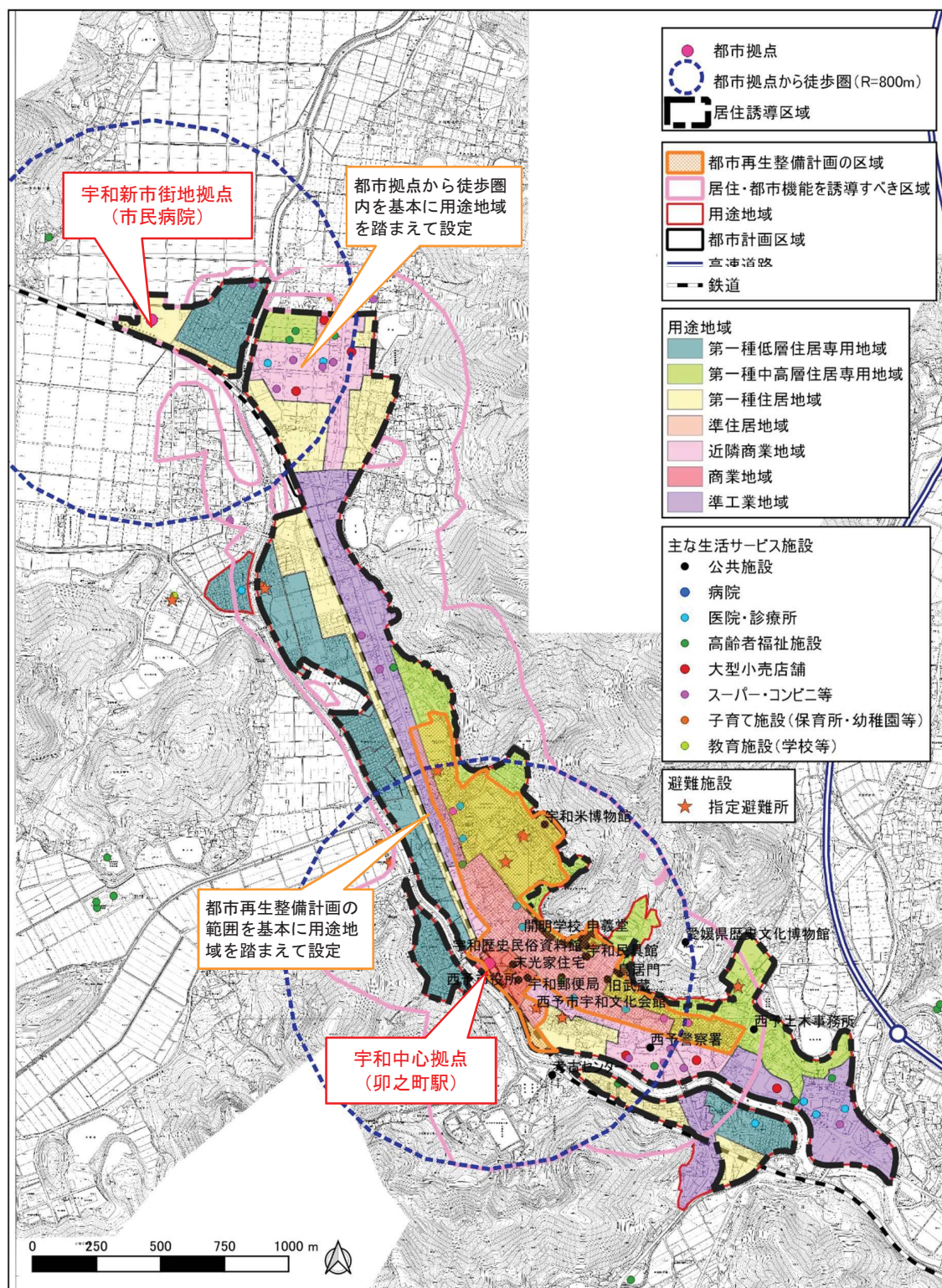
【都市機能誘導区域の設定】

- ・都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。
- ・また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

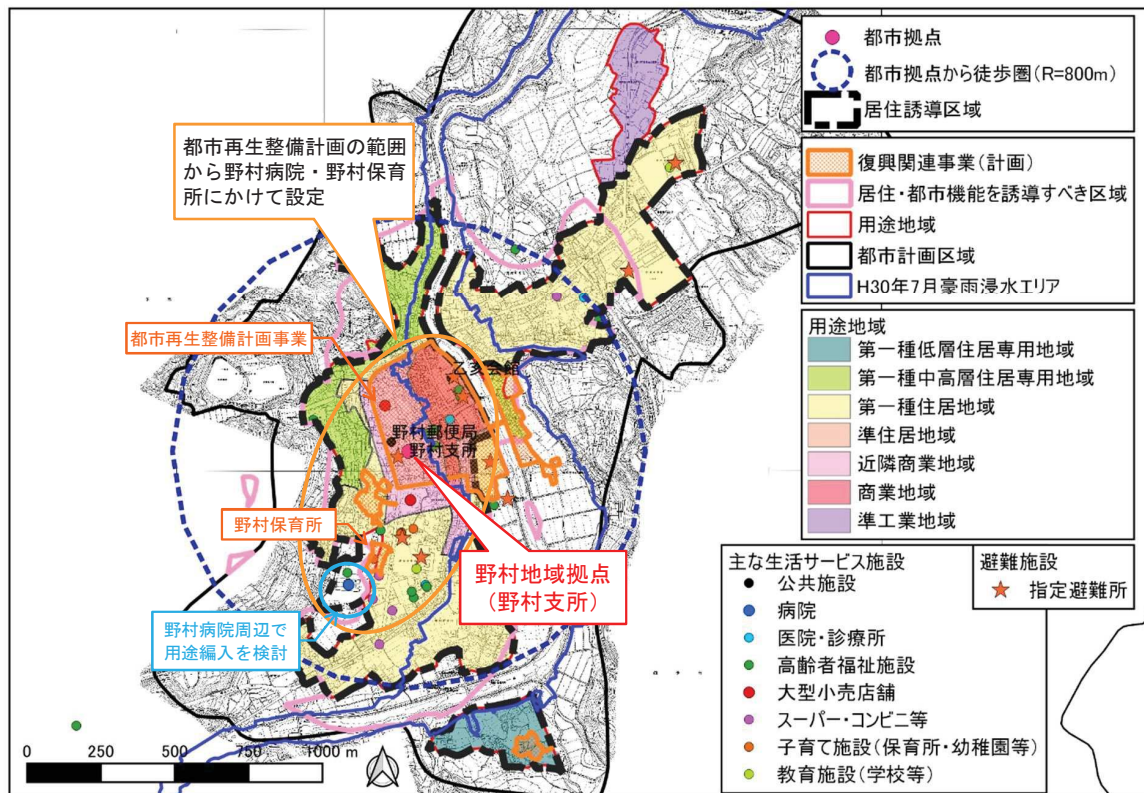
【留意すべき事項】

- ・都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案し、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。
- ・都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定されるものであり、都市機能誘導区域に医療・福祉・商業等の都市機能とあわせて居住を誘導することが望ましい。

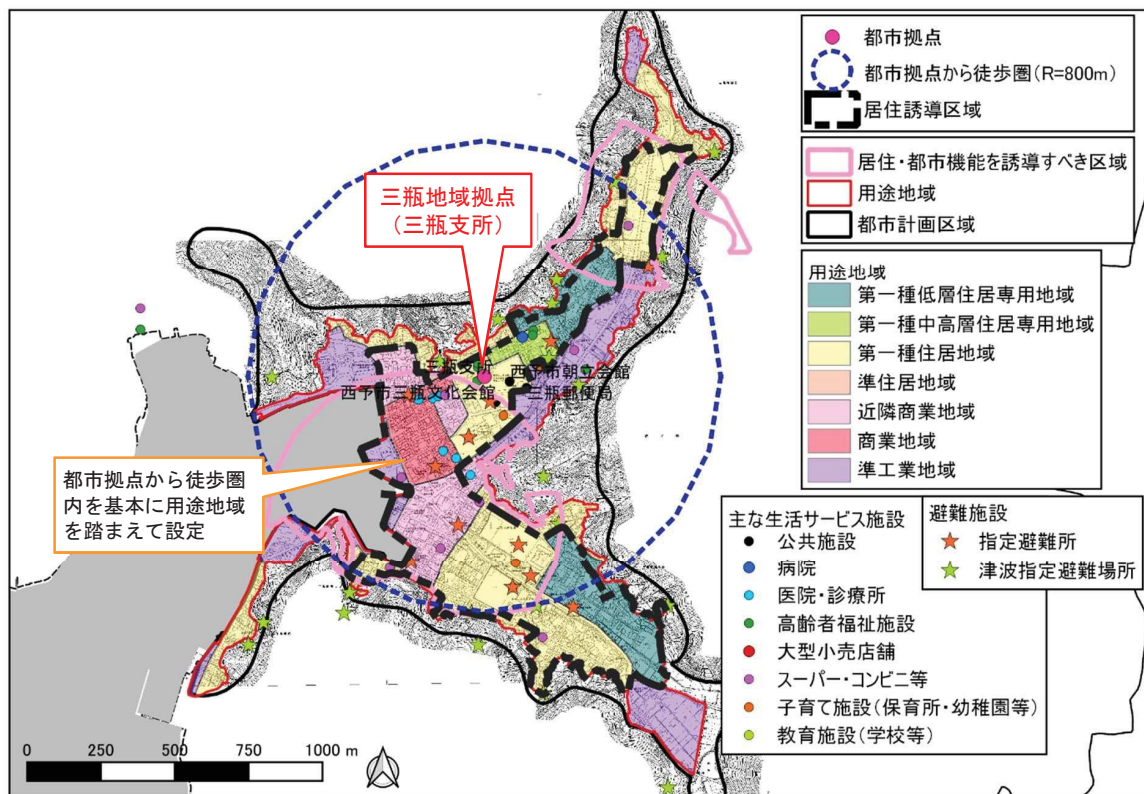
①都市拠点から徒歩圏・土地利用・都市再生整備計画の区域



■ 拠点からの徒歩圏・土地利用・事業区域(宇和地区)



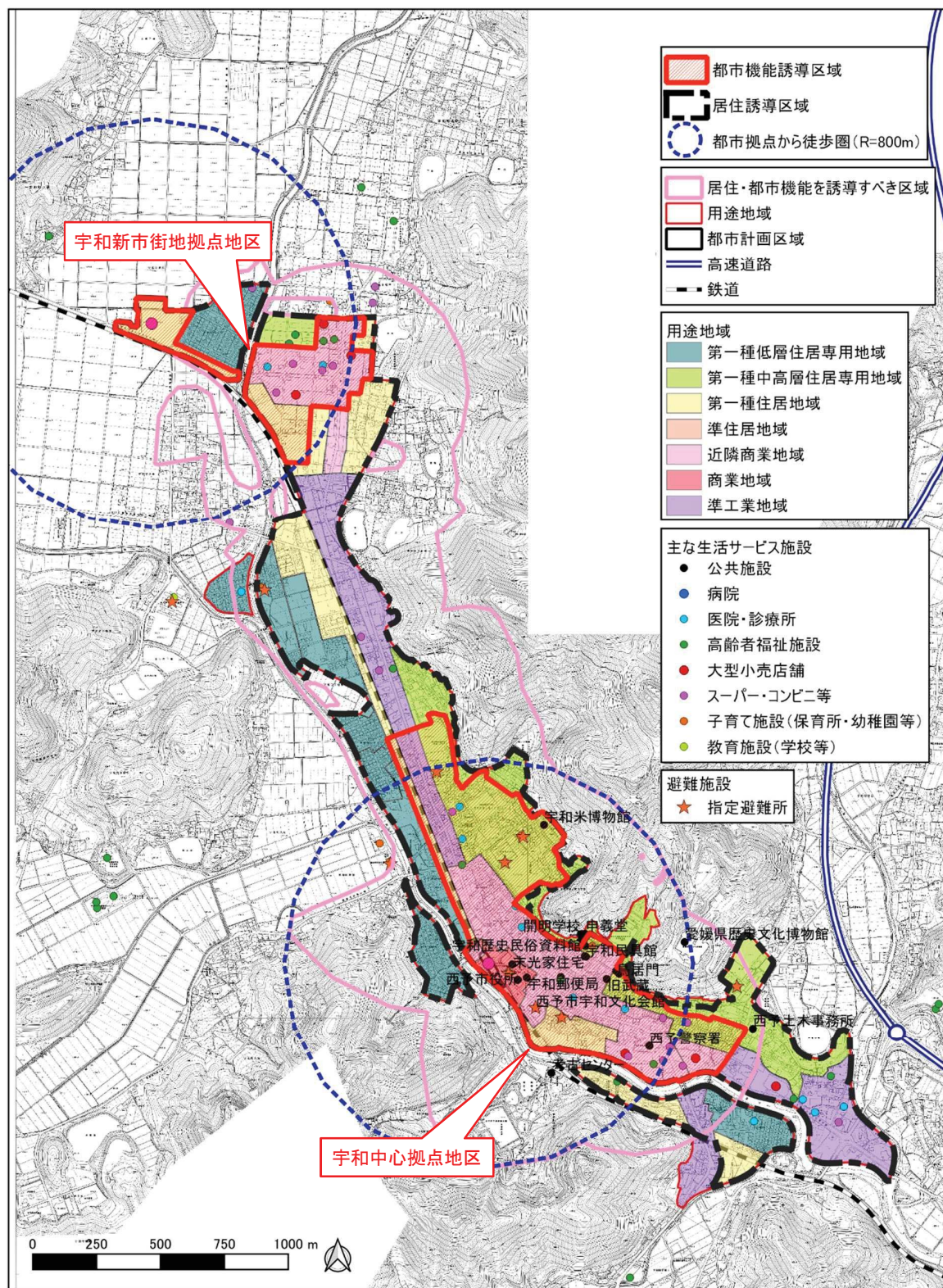
■拠点からの徒歩圏・土地利用・事業区域(野村地区)



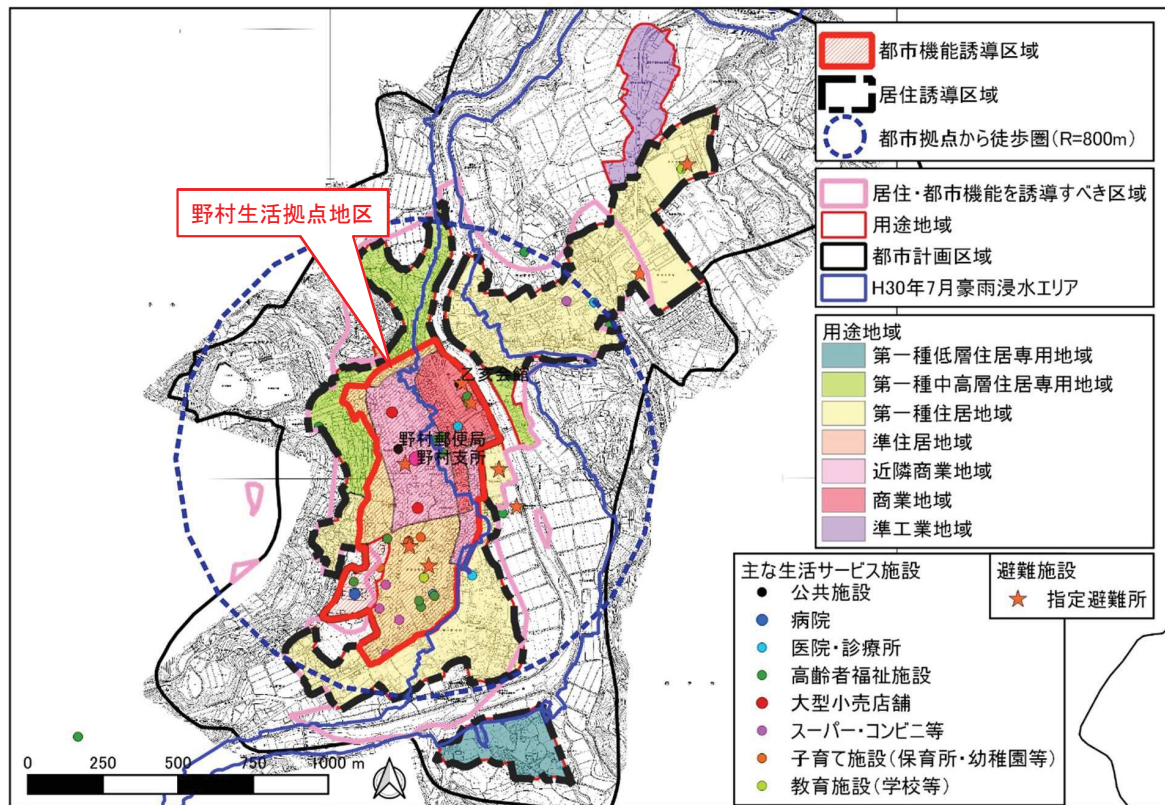
■拠点からの徒歩圏・土地利用(三瓶地区)

(4) 都市機能誘導区域の設定

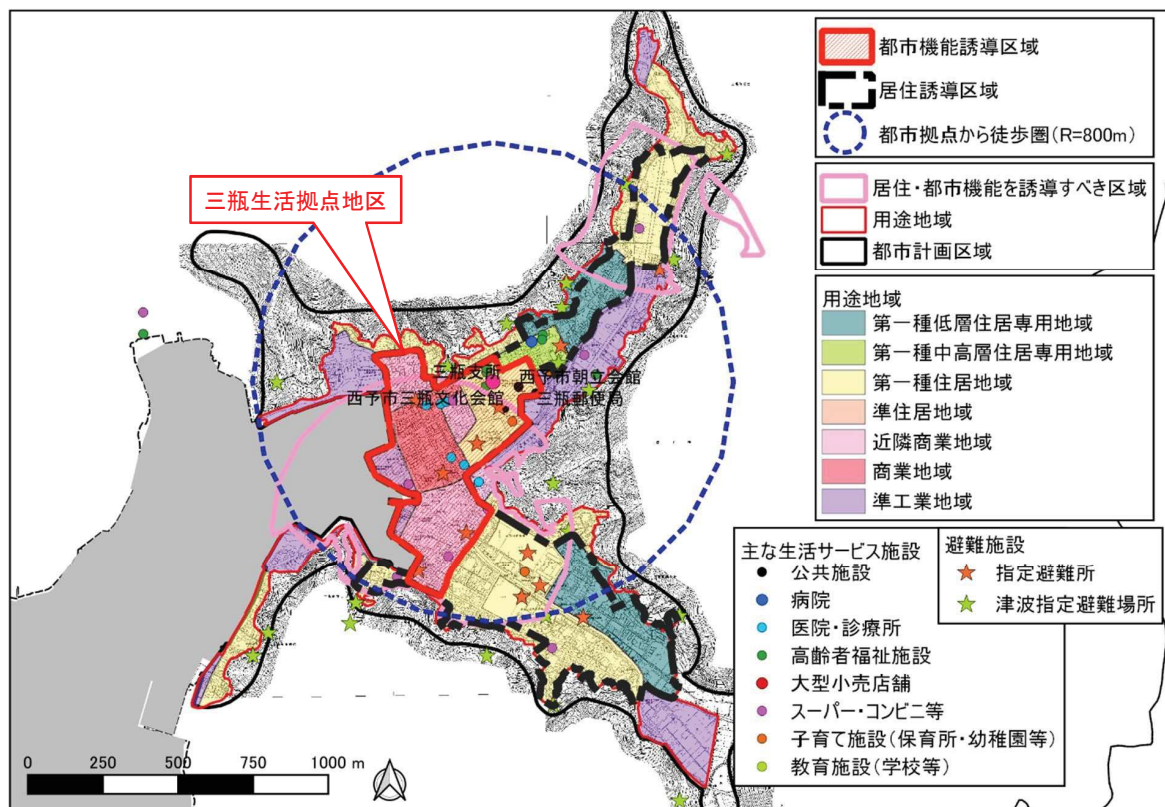
以上を踏まえ、都市機能誘導区域を設定します。



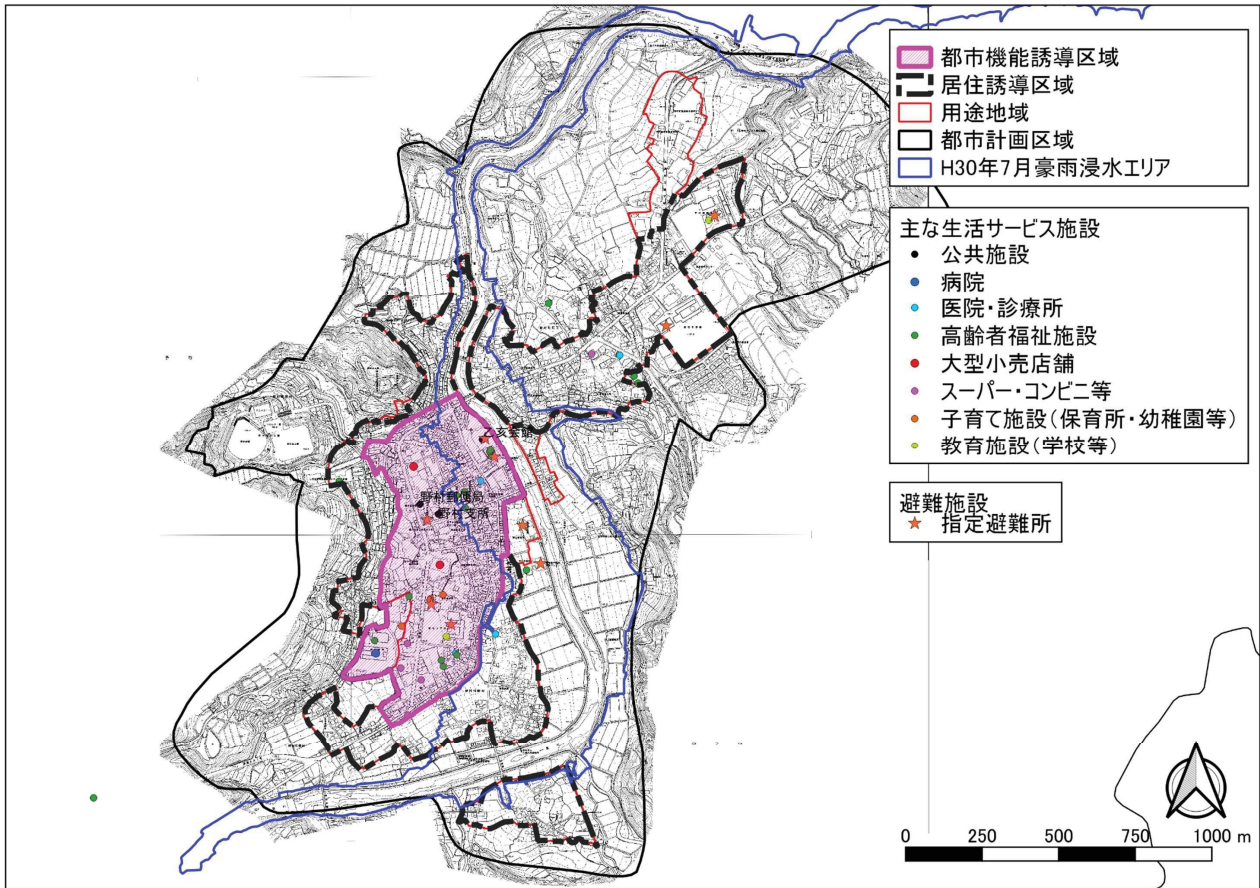
■都市機能誘導基（宇和地区）



■都市機能誘導区域(野村地区)

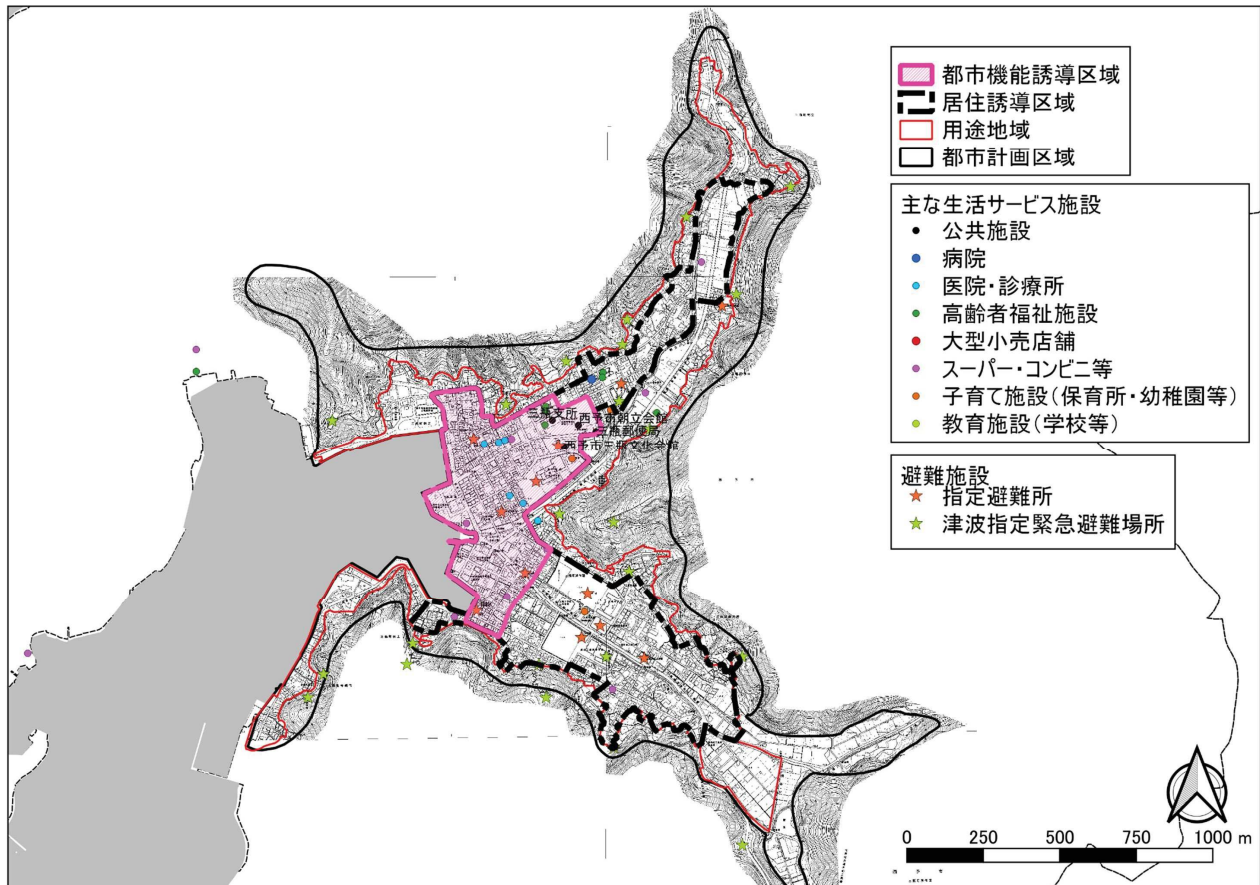


■都市機能誘導区域(三瓶地区)



■誘導区域の区域図(野村地区)

注：脇川左岸では堤防設置のため河川区域が拡大される予定であり、これに伴い将来的には誘導区域を縮小する



■誘導区域の区域図(三瓶地区)

4. 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の基本的考え方

都市機能誘導区域では、人口減少・少子高齢社会であっても、市民の便利な日常生活を確保するため、誘導施設（都市機能誘導区域内で維持・確保すべき施設）を定めます。

都市機能誘導区域内における誘導施設は、上位・関連計画との整合性や現時点での施設の充足状況、都市機能誘導区域外での施設の必要性などを踏まえて検討します。

なお、都市機能誘導区域外^注で誘導施設の整備を行おうとする場合には、原則として、市への届け出が義務付けられます。

注：計画区域（都市計画区域）内における、都市機能誘導区域外の区域のこと

誘導施設としては、例として、以下のような施設を設定することが考えられます。

機能	誘導施設の例	考え方
行 政	市役所・支所	広く公的サービスを総合的に提供する施設として、利用しやすい拠点付近に配置することが望ましい
医 療	総合病院	総合的な医療サービスを提供する施設として、利用しやすい拠点付近に配置することが望ましい
福 祉	地域包括支援センター	介護福祉を地域に密着し、総合的にサポートするための施設として、利用しやすい拠点付近に配置することが望ましい
商 業	大規模な小売店	週に1回程度の大きな買い物の場として、市民の生活を支えるとともに、広域的な集客や賑わいの中心地として、利用しやすい拠点付近に配置することが望ましい
子育て支援	子育て支援センター	子育て支援や多世代交流を総合的にサポートする施設として、利用しやすい拠点付近に配置することが望ましい
教育文化	ホール、図書館、美術館	市民の高度な文化、生涯学習や学びを支える大規模かつ総合的な教育文化施設として、利用しやすい拠点付近に配置することが望ましい
金 融	郵便局、銀行、信用金庫	総合的な金融サービスを提供する施設として、利用しやすい拠点付近に配置することが望ましい

(2) 誘導施設(候補)の立地状況

誘導施設として検討すべき施設について、現在の立地状況を以下に整理します。

大分類	小分類	誘導施設(候補)の立地状況 ※				備考	市内の主な施設
		宇和地区		野村地区	三瓶地区		
		宇和中心拠点	宇和新市街地拠点	野村生活拠点	三瓶生活拠点		
機能①行政	市役所本庁舎	◎	—	—	—	地方自治法第4条、市条例第1号	西予市役所(宇和中心拠点)
	その他の庁舎	◎	—	◎	◎	地方自治法第4条、市条例第30号	三瓶支所(三瓶生活拠点)など8施設
機能②医療機能	特定機能病院	—	—	—	—	医療法第4条の2	なし (愛媛県内では、愛媛大学医学部付属病院(東温市)のみ指定)
	地域医療支援病院	—	—	—	—	医療法第4条	なし (愛媛県内では、愛媛県立中央病院(松山市)、松山赤十字病院(松山市)、喜多医師会病院(大洲市)の3施設がある)
	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	—	◎	◎	○	医療法第1条の5	市立西予市民病院、野村病院、三瓶病院の3施設
	診療所	◎	◎	◎	◎	医療法第1条の5	井上医院など37施設
	調剤薬局	◎	◎	◎	◎	医療法第1条の2	コスモ薬局れんげ店他17施設
機能③介護福祉機能	老人福祉センター	—	◎	○	◎	老人福祉法第20条の7	老人保健施設うわ(宇和新市街地拠点)、西予市野村介護保険施設つくし苑、老人福祉施設みのり苑(三瓶生活拠点)、西予市明浜老人福祉センターの4施設
	老人デイサービスセンター	○	○	◎	○	老人福祉法第20条の2の2	デイサービスセンターふれあい(野村生活拠点)など21施設
	小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	介護保険法第8条の19	なし
	地域包括支援センター	○	—	◎	—	介護保険法第115条の46	西予市地域包括支援センター本所(野村生活拠点)、宇和支所の2施設
	その他(保健福祉センター等)	◎	—	◎	◎	保健福祉センター	西予市三瓶保健福祉総合センター(三瓶生活拠点)など5施設
	その他(入所型の福祉施設)	◎	◎	◎	◎	グループホーム等の入所型の施設	グループホームかぐや姫(野村生活拠点)など27施設
	訪問介護施設	◎	◎	◎	◎	看護ステーション等	訪問看護ステーションわかば(三瓶生活拠点)など13施設
機能④商業機能	大型小売店舗(店舗面積1,000㎡超)	◎	◎	◎	—	大規模小売店舗立地法	フジ宇和店(宇和中心拠点)など8施設
	食料品スーパー、食料品専門店	◎	◎	◎	◎	食料品を扱うスーパー小売店舗(大型店以外)	Aコープみかめ店(三瓶生活拠点)など52施設
	ホームセンター、日用品販売点	○	◎	◎	◎	ホームセンター等の日用品を扱う店舗(大型店以外)	コーナンホームストック野村店(野村生活拠点)など19施設
	コンビニエンスストア	◎	◎	◎	○	コンビニエンスストア	セブン・イレブン西予宇和町卯之町店(宇和中心拠点)など15施設
機能⑤子育て機能	保育所	—	—	◎	◎	児童福祉法第39条	三瓶保育園(三瓶生活拠点)、野村保育所(野村生活拠点)など12施設
	児童館	○	—	◎	○	児童福祉法第40条	コスモス館、西予市宇和児童館、西予市野村児童館の3施設
	発達支援センター	○	—	—	—	児童福祉法第43条、子ども・若者育成支援推進法第13条	障がい児通所支援事業所ぼのぼのの1施設
	認定こども園	◎	○	—	—	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項	うわまち未来こども園(宇和中心拠点)、コナント・インターナショナルプリスクール(宇和新市街地拠点)など3施設
	幼稚園	◎	—	◎	○	学校教育法第1条	卯之町幼稚園(宇和中心拠点)ほか5施設
機能⑥教育文化機能	小学校	◎	—	◎	◎	学校教育法第1条	宇和町小学校(宇和中心拠点)など10施設
	中学校	◎	—	○	○	学校教育法第1条	宇和中学校(宇和中心拠点)など5施設
	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	○	—	○	○	学校教育法第1条	三瓶高校など4施設
	専修学校、各種学校	—	—	—	—	学校教育法第124条、学校教育法第134条	なし
	図書館	◎	—	◎	◎	図書館法第2条	西予市民図書館(宇和中心拠点)など9施設
	博物館・博物館相当施設	◎	—	—	—	博物館法第2条第1項、博物館法第29条	宇和先哲記念館(宇和中心拠点)など12施設
	文化会館等(劇場、ホール)	◎	—	—	◎		西予市宇和文化会館(宇和中心拠点)など12施設
	集会所等	◎	○	◎	◎		王下集会所(宇和中心拠点)など289施設
機能⑦金融	郵便局	◎	—	◎	◎	日本郵便株式会社法	宇和郵便局(宇和中心拠点)など26施設
	銀行、信用金庫等	◎	◎	◎	◎	銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、農業協同組合法	伊予銀行／三瓶支店(三瓶生活拠点)など15施設

※誘導施設(候補)の立地状況 凡例

◎：都市機能誘導区域内に立地

○：都市機能誘導区域の周辺に立地

—：施設なし

③野村生活拠点地区

- ・野村支所周辺の野村生活拠点地区は、野村・城川地域の生活拠点として既存の生活サービス施設（医療施設、福祉施設、子育て支援施設、商業施設、教育文化施設、金融施設）の維持、機能増進を図ります。

都市機能誘導の方向性	設定する誘導施設	誘導施設の定義
・野村支所は、生活拠点として行政機能を合わせた生活サービス機能等を複合した施設として整備を図るため、行政施設及び地域交流センター等を誘導施設として位置づけます。	●行政施設（市役所および支所）	地方自治法第4条 市条例第1号、30号
	★地域交流センター （支所を含めた複合施設整備）	社会資本総合整備交付金要綱付属編イ-10 都市再生整備計画事業表 10-(1)
・歴史的建造物や空き家など活用し、復興まちづくりを目指す野村地区の活性化に資する交流施設を誘導施設として位置づけます。	★観光交流センター ★まちおこしセンター ★教育施設 等	社会資本総合整備交付金要綱付属編イ-10 都市再生整備計画事業表 10-(1)
・地域住民の生活を支える病院・診療所の維持・誘導を図ります。	●病院	医療法第1条の5
	●診療所	医療法第1条の5
・高齢化の進行に対応しつつ、高齢者が拠点周辺等の住宅で元気に暮らしていくことを基本に、老人福祉センターやデイサービスセンター等の通所型高齢者福祉施設の維持・誘導を図ります。	★老人福祉センター	老人福祉法第20条の7
	●老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2
	★小規模多機能型居宅介護施設	介護保険法第8条の19
	●地域包括支援センター（西予市地域包括支援センター本所）	介護保険法第115条の46
・生活拠点としての買い物の利便性を確保するため、大型スーパー等の大規模商業施設の維持・誘導を図ります。	●商業施設	大規模小売店舗立地法における店舗面積1,000㎡を超える店舗
・子育て世代の居住を誘導するため、認定こども園など子育て支援施設の維持・誘導を図ります。	★認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項
・野村地域の文化を維持向上するため、既存の図書館の維持を図ります。	●図書館	図書館法第2条
・地域の経済や地域住民の生活を支える総合的な金融サービス機能である銀行の維持・誘導を図ります。	●銀行	銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、農業協同組合法

※誘導施設（設定）の凡例

- ：都市機能誘導区域（案）内に立地しており、かつ誘導施設として位置づける機能（機能増進）
- ★：都市機能誘導区域内に立地しておらず、今後立地を誘導する機能

5. 建築物等の届出制度について

(1) 居住誘導区域外における届出に関する事項

本計画区域内の居住誘導区域外における住宅開発などの動向を把握するため、原則として、以下の居住誘導区域外で行われる一定規模以上の住宅に関する開発行為又は建築行為は、これらの行為に着手する日の30日前までに本市への届出が必要となります。

届け出の対象となる行為は、以下の通りです。

●開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

●建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合



ただし、次に掲げる行為については、届出は不要となります

- ① 軽易な行為その他の行為として、住宅で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築、改築や建物用途の変更によりこれらの住宅とする行為
- ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③ 都市計画事業の施行として行う行為等

(2) 都市機能誘導区域外における届出に関する事項

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、原則として、本計画で定められた都市機能誘導区域ごとの誘導施設について、その都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物に関する開発行為又は建築行為は、これらの行為に着手する日の30日前までに本市への届出が必要となります。

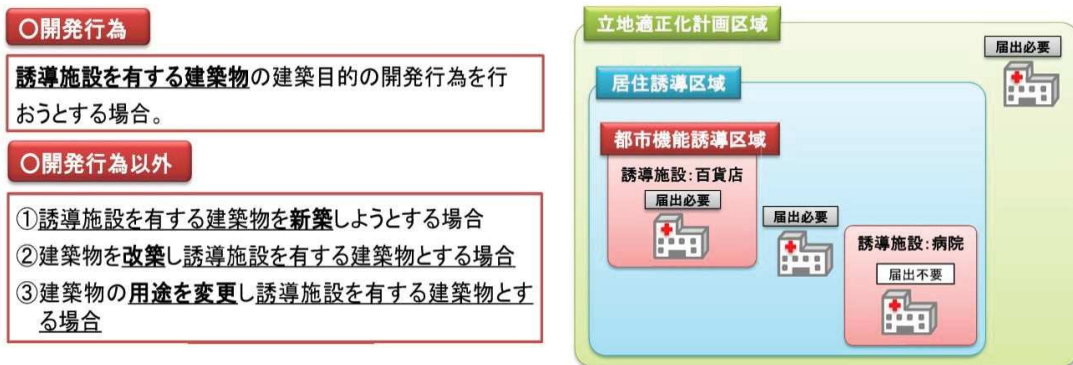
届け出の対象となる行為は、以下の通りです。

●開発行為

- ①誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

●建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合



ただし、次に掲げる行為については、届出は不要となります。

- ①仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③都市計画事業の施行として行う行為等

第5章 計画の推進方策（誘導施策）

本計画に掲げた立地適正化で目指す将来像を実現するためには、都市機能・居住の適切な誘導を図るとともに、公共交通を充実させ、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進することが必要です。

そのため、本計画に基づき本市が行う具体的な施策や国等の支援を受けて行う施策、国等が行う施策等について示し、今後、これらの施策を実行していきます。

1. 持続可能で求心力のある拠点の形成に向けて（都市機能の誘導に関する施策）

（1）国等が行う施策（税制上の特例措置や金融支援）

- ・都市機能誘導区域への誘導施設の立地を促進するため、事業用資産の買換特例や誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例など、所得税や法人税、固定資産税等に関する税制上の特例措置が設けられています。
- ・また、一定の要件を満たす民間事業者が都市機能誘導内で誘導施設を整備する事業について国の支援制度が設けられており、必要に応じて、これらの制度の活用を個別に検討します。

（2）国等の支援を受けて市が実施・支援する施策

- ・都市機能誘導区域内において、公共施設の整備改善を伴う誘導移設の整備、誘導施設の整備と合わせた歩行空間の整備など、国の支援を受けて市が実施する施策・市が民間事業者に支援する施策を、個別に検討します。

（3）市が行う施策

①拠点の魅力向上

- ・宇和中心拠点の求心力の向上に向けて、平成28年に作成した「都市再生整備計画（卯之町地区）」に基づく各種事業を実施します。
- ・卯之町地区では、都市再生整備計画に基づく事業の一環として、JR卯之町駅から卯之町商店街、卯之町の町並みを一体的な空間として捉えた「卯之町『はちのじ』まちづくり整備事業」を推進します。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●JR卯之町駅周辺における複合施設及びこれに付帯する立体駐車場の整備 ●JR卯之町駅前広場の整備及び駅舎の改築 ●旧宇和病院跡地における複合施設の整備 | 等 |
|---|---|

- ・野村生活拠点においては、野村支所及びその周辺の公会堂等の施設の老朽化が進んでいることから、野村支所は、地域の核となり生活拠点に相応しい施設として改築を含めた周辺のまちづくりを推進します。また、乙亥会館は、平成30年7月豪雨からの復興のシンボルとなる拠点施設として位置付け、機能強化を図ります。
- ・野村支所周辺では、都市再生整備計画事業等を活用し、河川整備と連携した市街地整備や既存の生活サービス施設の維持・更新を検討します。

- ・野村病院の周辺及び野村保育園の事業区域の一部は、現在用途地域の指定がありませんが、用途地域への編入を検討し、地域住民の生活を支える医療や子育て支援の機能強化を図ります。

●（具体的な事業が決まっている場合記載する）

●

等

具体的な事業を記載できる場合、
本計画書に記載する

- ・三瓶生活拠点においては、三瓶市所屬の三瓶駅前・潮彩館までの一帯が地域の核となっています。みかめ海浜公園を核とし、シンボル軸の沿道・沿道商業・業務施設の立地を誘導し、利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・新市街地拠点においては、今後沿道商業・業務施設の立地を誘導し、利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・宇和中心拠点、野村・三瓶生活拠点における商店街は、いずれも後継者不足やそれに伴う空き家・空き店舗の増加等が課題となっていることから、空き店舗を活用したカフェの開業支援など、空き家・空き店舗を活用して起業・開業する人を支援します。

●西予市新規出店者店舗改修補助事業

●西予市店舗リニューアル補助事業

等の活用

②市有財産の最適化や有効活用

- ・既存ストックの有効活用と都市機能の拡散防止を基本に、コンパクトな都市を実現するため、「西予市公共施設等総合管理計画」等の関連計画の推進と連携しながら、市有財産の最適化や有効活用に取り組みます。
- ・公共施設の整備改善を伴う誘導施設整備などの計画的な整備事業においては、本市が所有する土地等を誘導施設に必要な用地等として有効活用することを、個別に検討します。

2. ライフスタイルに応じた住み替えの促進と居住の誘導による市街地と集落の共存に向けて（居住の誘導に関する施策）

①快適で暮らしやすい居住環境の形成

- ・居住誘導区域では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図るとともに、道路・橋梁や上下水道など都市基盤の計画的な維持管理に努めます。

②空き家・空き地の有効活用

- ・本市では、空き家・空き地が増加しつつあります。これらをストックとして活用し、利便性を求める若い世代や子育て世代をはじめとした居住の誘導に努めます。
- ・市民による空き家の活用促進に向けて、「(仮)リノベーションスクール」等の開催を検討します。
- ・居住誘導区域では、空き家・空き地等の低未利用地を活用し、土地所有者等の共同により、広場・緑地・通路等の整備・管理が図られるよう、立地誘導促進施設協定制度の活用等を検討します。

- 西予市移住定住促進空き家活用事業
 - 農地付き空き家活用制度
 - 西予市移住者住宅改修支援事業
- 等の活用

③安全・安心な居住環境の形成

- ・宇和、三瓶地区の居住誘導区域では、住宅密集地が分布しています。優先的に安全対策を実施する箇所を見極めながら、区画道路の整備を推進するとともに、建築物の耐震・耐火構造化を促進し、防災機能の向上に努めます。

- 木造住宅耐震診断事業
 - 木造住宅耐震改修事業
 - 住宅リフォーム事業
- 等の活用

- ・宇和地区卯之町の重要伝統的建造物群保存地区では、幅員の狭い道路が多く災害時の安全確保等が重要となっています。市民と協働し、自主防災組織における防災体制の確立、防災施設・設備の充実に努めるとともに、地区防災計画の策定を促進します。

- 西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区防災計画の策定

- ・宇和、三瓶地区の居住誘導区域では、土砂災害警戒区域等が指定されているところがあり、順次、必要な土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、災害時における避難体制の確立に向けて自主防災組織の活動を支援します。
- ・三瓶地区の居住誘導区域は、津波による甚大な被害が懸念されています。津波からの避難路や緊急避難場所の確保・整備を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働し、事前に復興まちづくり計画の策定等を検討します。
- ・地域防災計画に基づき、防災思想・知識の普及、防災・避難訓練の実施、避難対策や避難体制の整備等の災害予防対策に市民と協働で取り組みます。

- 土砂災害対策事業
 - 自主防災組織活動育成補助金制度
 - 防災対策啓発事業・防災訓練実施事業
 - 津波避難路整備事業
 - 災害対策マネジメント事業
- 等の活用

- ・平成30年7月豪雨における肱川の氾濫により浸水被害を受けた野村地区では、県による肱川の河道掘削・河川改修事業等による流下能力の確保に向けた取組を強く促し、地域の安全確保を図ります。また、住民一人ひとりの防災意識の向上や災害時に速やかな避難行動をとることができるような体制づくり、市民参画による防災行動計画の作成や災害危険区域の検討等に取り組めます。
- ・野村地区における住宅再建に向けた多様な支援に取り組み、災害公営住宅の整備や新たな住宅地の整備により、安全・安心に暮らせる住環境の確保を図ります。

- （具体的な事業が決まっている場合記載する）

等

3. 都市機能を結ぶ公共交通ネットワークに向けて

具体的な事業を記載できる場合、
本計画書に記載する

成

①公共交通の充実

- ・市民が日常的に「おでかけ」しやすい環境を整えるため、「西予市地域公共交通網形成計画」等の関連計画の推進と連携しながら、公共交通の改善・利便性の向上に努めるとともに、公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。

- デマンド乗り合いタクシーのダイヤ再編
- スクールバスの有効活用検討
- 公共交通利用者・潜在的利用者への利用促進

等

②歩けるコミュニティの形成

- ・「地域発『せいよ地域づくり』事業」により、小学校区を基本に地元住民で形成される地域づくり組織におけるまちづくりを支援し、地域住民のコミュニティを醸成しながら、拠点周辺等において、フットパス整備などの歩きやすい環境づくりを進めます。

- 地域発「せいよ地域づくり交付金」事業

等

4. 施策の実行にあたって

- ・計画の実現に向けては、行政のみならず市民や事業者、NPO等の組織と連携・協力し、施策を実行していくことが必要です。民間活力の導入を促進し、多様な関係機関と協働により、施策を実行していきます。

第6章 目標値の設定、計画の進捗管理について

1. 目標値の設定

本計画に位置づけた立地適正化で目指す将来像やまちづくりの方針の実現に向けて、都市機能及び居住の誘導施策を確実に実行していくとともに、各種施策の進捗状況及びその効果を確認するため数値目標を設定し、進捗管理に努めます。

数値目標は、まちづくりの方針ごとに定めることとします。目標年次は、計画期間である平成52(2040)年度としますが、必要に応じて随時数値目標の達成状況を確認するものとします。

① 持続可能で求心力のある拠点の形成 に基づく数値目標

考え方	項目	現況値 (H27)	目標値 (H52)
都市機能誘導区域における誘導施設の充実や誘導施設の利用に関する項目を設定	都市機能誘導区域における空き家・空き店舗マッチング件数(延べ件数)	0	40 ※1
	宇和中心拠点地区における誘導施設(西予市民図書館)の利用者数(人/年)	17,309	19,500 ※2

※1: 西予市総合計画に掲げる目標(マッチング件数:年間2件)に準拠して設定。なお今後、総合計画の改訂と整合しながら、随時見直しを行います。

※2: 卯之町地区都市再生整備計画に掲げる目標(H32:19,500)に準拠して設定。なお今後、都市再生整備計画の変更と整合しながら、随時見直しを行います。

② ライフスタイルに応じた住み替えの促進と居住の誘導による市街地と集落の共存 に基づく数値目標

考え方	項目	現況値 (H27)	目標値 (H52)
居住誘導区域における居住の誘導や人口確保に関する項目を設定	居住誘導区域の人口【宇和地区・三瓶地区】(人)	8,956	現状維持

居住誘導区域の案が固まり次第、目標値を算出

③ 都市機能を結ぶ公共交通ネットワークの構築と“あるけるコミュニティ”の形成 に基づく数値目標

考え方	項目	現況値 (H27)	目標値 (H52)
公共交通の利用や徒歩の頻度に関する項目を設定	西予市の公共交通利用者数の合計(千人/年)	251	253 ※3

※3: 西予市地域公共交通網形成計画に掲げる目標(H33:253千人)に準拠して設定。なお今後、地域公共交通網形成計画の変更と整合しながら、随時見直しを行います。